明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 2. February, 1906.
VOL. XIX.

監獄協會雜誌

明治三十九年
二月二十日發行
第拾九卷
第二號
監獄協會發行

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十九卷第二號）（明治三十九年二月二十日發行）（毎月一回二十日發行）

第十九卷第二號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪豫防に就ての希望
●大西辰衛氏の未成年者處遇論を讀み世の有識者に質す……感　武芳　生
●根室分監……（一二頁）
○講　演……浦和監獄署務所長吉田榮次郎
●低能者の處遇に就て……（一二二頁）
○寄　書……岐阜　井上榮次
●六行雜組……高知監獄中村分監監獄醫士尾德治
●肺結核豫防に就て……在大阪監獄讀研生
●觀罪囚有感……（一一八頁）
○統　計……進藤　正直
●雙の「網走」に對する同情
●明治三十八年十二月末日現在全國在監人員監獄表……
●同年同月同日現在全國囚人罪名別……
●在監人死亡者名別累年比較表……（三七頁）
○海外通信……小　河　生
●刑法に於ける二大學說の論爭に就て……
●西航雜記（第五信）……（四二頁）
○救護事業……
○カ井リヤムプース大將の人格と其事業　山室軍平君談話要領
○雜　錄……香　川　生
●西南見聞錄（四）……
●冷水浴と齒牙の保健に就て……富山監獄醫岩川彌五郎
●兒童教育の缺陷
●東京警監學校
●特典出獄者行狀審査報告に就て……
●判決確定同指揮書なきもの取扱方の件に就て……
○監獄協會記事……（一六〇頁）

第十九卷第一號目次

○論　說……（一頁）
●談笑の辭
●同情の聲に就て
●刑罰本位と監獄本位……上田定次郎
●未成年囚所遇に就て……（承前）……大西辰衛
○寄　書……（三三頁）
●平和克復と司獄官の覺悟……春雨生
●書信事務より見たる感化及希望……岡山　長松生
●看守の人格に就て……大分監獄　關幸太郎
○統　計……（四一頁）
●正月と踏博……進藤　正直
●明治三十八年十一月末日現在全國在監人員表……
●明治三十八年十一月末日現在全國囚人罪名別……
○海外通信……（四七頁）
●西航雜記（第四信）
○出獄人保護及育兒事業……（五〇頁）
●橋本圓太氏の保護事業
●東京出獄人保護事業第九年報
●土佐慈善協會の狀況
○雜　錄……（六二頁）
●東京市の貧民窟……（四）……弧　生
●四谷見聞錄（三）……村川生
●新平民救濟事業
●神戶監獄の防疫方法……三重縣　竹葉寅一郎
●愚者日表
●監房配置表の記入に就て
●小河監獄事務官の歸朝
●高橋可名君の訃
○新著紹介……（八〇頁）
○監獄協會記事……（八〇頁）

監獄協會雜誌第拾九卷第二號

（明治三十九年二月二十日發行）

論　說

○犯罪豫防に就ての希望

犯罪を減少し若くは豫防する事業を大別して、免囚保護事業、感化事業の二とし感化事業を分つて、純然たる不良少年感化事業及ひ鰥寡孤獨慈善事業とすること一般に認識せらるゝ所にして、免囚保護事業を目して再犯防遏事業とし、感化事業を以て犯罪豫防事業と稱すること亦監獄事業若くは監獄事業と關係せる事業に從事する者の一般に唱道する所たり、然れとも犯罪豫防とは、犯罪を未然に防遏し再犯豫防とは、犯罪を再ひするを未然に防遏するの謂にして、齊しく犯罪を減少し豫防するものにして其間毫も事業の內容に異る所なし唯一たひ罪を犯したる者を感化すると、未罪を犯さゝるも其惧れある者を救護するの差あるのみ、即事業の目的を表彰するものにあらずして前者と後者とを直覺的に判別し易からしめんか爲めに、付したる用語なり、然らは則ち吾人の玆に犯罪豫防に就いての希望とは何そや免囚保護事業若くは感化事業の一か否らされは二者に向つて希望するか否少しく其趣を異にする

ものあり

犯人を矯正するは、監獄事業のみに賴りて期すへからさるは勿論社會と融合し誘掖することの一層切なるものあり、免囚保護事業の必要なる所以亦此に存す、然れとも一たひ獄に投せらるゝや、彼等の嘗むる苦楚は彼等の心膽を錬磨する試金石となり、二たび鐵窓に呻吟するや習慣性となり、所謂監獄生活に馴致したる境遇は遽に豹變せしむるを得す、却て免囚保護事業の上に多大の困難を加へ事業を頓挫せしむること少からす此點より考ふるときは未た一たひも獄裡に動作せさる不良の徒を感化するの效を奏し易きを感するに至るへし之れに反し獄窓の下に心性を陶冶せられ悔悟の徵候ある者に在りては、不良未た罪惡を犯さゝる程度の徒を矯正するより寧ろ易々たるものあらん、故に容易に其事業の難易を決するを得すと雖も、犯人の減少は單に法に觸れ獄に繫かれたる者を保護誘導するのみならす、未然に之れを防遏し法に觸れしめす以て犯人を減少するこそ策の得たるものなりとせさるへからす是に於て免囚保護事業の等閑に付すへからさると共に感化事業の勃興せんことを望むものなり、殊に直接感化事業に伴ふへき又は基礎となるへき若くは直接感化事業を輔くへき間接感化事業とも謂ふへき社會事業の隆興を望み此等社會事業中其二三に就き聊か意見を主張せんとするものなり

輸贏を爭ひ機利を博せんとする射倖的、遊惰の徒輩族集せる地に勞働組合を組織し職業を與へ、勞働を強制し以て、放縱遊逸の禍根を杜絕せしむるは犯罪豫防の一策なり、勞働は人生の最大義務にして又生活の資本なり、賴つて獲る所の報酬は快樂なり所謂勞働は幸福を産出するものなり、然れとも勞して獲る所は口腹に盡盡して餘すところなくんは、勞して苦を重ね、求めて難きに就くものなりと思惟し嫌厭遂に疑心を生し、坐して樂を攫み、難きを避けて易きに就かんとし、復射倖を事とするの舊阿眞と化せすんは止まさるへし、此弊を防かんには勞働組合を組織するに當り、勞働に對する一定の報酬以外勉勵賞與金を給し兼ねて貯金制を設け勉勵賞與金の幾分と日常受くる報酬の剩餘を貯蓄せしめ以て、零碎の微も積んで老後の慰安たり幸福たるを知らしめ以て、勞働を奬勵し加ふるに消費組合の如き團體を設け、日常の衣食を比較的廉價に購はしむるの方法を講するは、極めて便宜且つ保護の精神に協へるものにあらすや而して若し放縱に陷り、勞働を厭ふ者あるときは、勉勵賞與金若くは報酬の幾部を沒收し、減額し、以て其懈怠を誡しむるも亦一方便ならんか要は、遊情の徒輩を驅りて、勞働に服せしめ因つて以て罪惡に遠からしむるにあり、勞働組合の組織內容の如きは多くの熟慮を要せさるへし

日露戰爭は十有億の貨財と、二十萬の鏡躰を犧牲として、空前の大捷を獲、今や戰戰兢兢陸續凱旋し、泰平に謳歌しつゝありと雖も、瘴煙に傷つき蠻霧に病み偶々疼ゆるも亦昔日の旺盛なる精神と健全なる體軀を具へさる者幾萬を以て數ふるに至れり之れ

に加ふるに扶養を離れたる家遺族を以てせは、蓋し其數幾千なるへきや測り知るへからさるものあり、此等不幸なる同胞は長き將來を奈何にすへきや轉た寒心に禁へさるものあり、頃者癈兵院設立の計劃ありと聞く、吾人未た其方法何如を詳悉せすといへとも、義勇奉公の大義を發揮したる功勞に報ひんか爲め鄕黨相謀つて慰籍しせらるゝ者其例尠しとせす、茲に於て癈兵院の事業は、犯罪豫防に鮮からさる裨益をなり

飮酒と犯罪の關係に就ては世上既に定說あり、監獄に於て飮酒癖の有無を調査する所のものは、徒らに衣食を提けて、其門を訪ふが如きは依賴心を誘致するのみならす頗る勇士の面目を傷くるものなるを以て、寧ろ昔日の業務を執らしむる能はさるまでも、其體力に適應せる事業に從はしめ、兼ねて家族をして徒食せしめさること是れ急に際し義勇公に奉するの士卒も、形容枯槁其職を失ふに迨んては不善の園城に投悲嘆に窮極するなからしめんとするに外ならす、是れ實に人道救護の精神を鼓吹す革新期に遭遇したるものにして社會政策の上乘なる一たるを信するものなり、緩

ツヒ市に於て毆打創傷罪を犯したる者百十六人、エヂンブラー市に於て千三百五十七人、愛蘭に於ては七千五十五人、而して其大多數は日曜日に犯罪するものなり何となれは日曜日には勞働者の最も多く飮酒するものなれはなりと說明せるか如く、瑞西のヘレニアス博士の同國懲治監の在囚中六割餘は酒癖ある者にして、再犯以上の者には酒癖者の割合一層多く、殊に注目すべきは婦女の在監者には飮酒癖の者男子よりも割合多く、再犯以上の婦女に在りては更に多しと說明せるか如く我監獄に於て、精細に其關係を調査するとは頗る興味あり且つ決して閑問題にあらさるなり、斯くの如く飮酒と犯罪殊に、暴飮と兇暴罪の關係深く何れの國に於ても、婦女幼童及獸畜の上に加へらるゝ最大の罪惡若くは家屋器物の上に加ふる破壞罪の如き、其直接原因は飮酒にあること殆んと疑ふへからさるなり、故に監獄に於ける教誨敎育に於ては彼等の生命を破滅するものは酒の害毒にあるを痛論し、盛に禁酒主義を鼓吹するは勿論新に禁酒會を組織し若くは既に組織せる禁酒會に應援し、身分階級の何如を問はす會員たるを得せしめ、勞働者及下級貧民の巢窟に出入し飮酒の害毒を周知せしむるに努むへく其間或は迫害あらん或は挫折あらんを豫期し挺身害毒と奮戰するの覺悟を以て當るへし而して此事業は實に刻下の急務なるを信するなり、看よ夜に日に凱旋せる兵士は、戰勝の餘榮に氣驕り囊中幾分の財貨を散し積日の艱苦を忘れんとし暴飮を試むる者少からす、若し其放恣に委せんか終に忌むへき罪惡

を構成するの結果を醸生するに至るへし殷鑑遠からず南阿戰勝に於ける英國の兵士にあり、富裕の英國は二年八ヶ月の歳月二十五億圓の軍費と二十萬の兵員に依りて捷ち穫たりと雖も、凱旋後の兵士は暴飲の餘罪惡を犯したる者少からず、爲めに久しく減少せし犯罪人は數年來漸次に增加したりと傳ふるにあらずや、彼を想ひ此を憶ふときは廢兵院を設くると職業を授くると共に禁酒主義を鼓吹するの時宜に適したるを信するものなり

聞說く東北の地米粟穰らず凶歉相踵き民に菜色ある者百萬人、路に橫はるの餓孚少からずと、同情の聲全國に起り熱涙迸りて慈善を呼ひ、救濟を叫ふ此秋に當り、常に慈善を口にし同情を筆にし、社會の冷遇を嘲つの監獄當局者、覩て以て何如となす、雲煙過眼空しく其慘狀を默過せんとするや獄より出て、倚邊なき者を保護するは獄に入らさる頻死の境界に沈淪せる者を救拯するに優れりとなすか將た天災地變に原ける困厄は、社會之を救ふへし吾は社會の同情を得さる困憊を拯はんと云ふか監獄當局者と雖も社會の一員たる以上、社會は其責を負ふへし吾儕の責任以外なりとせは、之れ矛盾の甚しきものなり刻下凶歉の如き機に際し時に臨み窮厄を救濟するは、監獄事業の本旨に省みるも人道救護の精神に問ふも孤疑逡巡するを要せさる善事業にして、犯罪豫防事業たるを失はす若し免囚保護事業と逕庭し錯口して責を免るゝことあらは他日監獄事業を社會に懇ふるの時社會の反問あるときは何の辭を以て應へんとするや敢へて問ふ

以上論する所錯綜して把捉し得さる觀ありといへとも要は、免囚保護事業又は直接感化事業以外の社會事業に盡瘁せんが爲め、進んて社會の諸機關と聯繫し苟くも犯罪防遏の上に資するところありとするものに應援し、相共に事業の發達を謀り罪惡に誘致せられさるに先ちて救護し犯罪人減少を期せんとするにあり、本論の骨子とする所實に豫防は療治よりも優るとの格言を忘れさらんか爲めのみ

犯罪を減少し若くは防遏するは監獄事業に委すへからさるのみならす諸種の感化事業及本論の機關を以てするも猶足らさること遠し、殊に警察の權威と固有の感化力とは犯罪の減少防遏に與て力あるものなり吾人は他日を期し警察方面に關する意見を陳し併せて識者の說を聽かんとす

○大西辰衞氏の未成年者處遇論を讀み世の有識者に質す

根室分監　威　武　芳　生

予は淺學寡聞殊に監獄界に身を委するや未た甚月ならす從來の習慣法規に晦らし故に斯界に敢て云謂するの資料に乏しと雖とも一般社會觀を以てしては氏の議論

を讀て聊か所感なき能はす之を以て自ら揣らす感する所を記して世の識者に質す

氏は協會雜誌十八卷十一號に於て十八頁に渉る長文を以て加ふるに八ケの統系表を添へ未成年者の罪過の原因再犯の理由敎化の至難を說き社會か之に對する冷淡なるを痛歎し殆んと余蘊なし予は氏か斯道に熱心なるに敬服の外なく前途の知已として氏の健在を祈る者なり

氏は犯罪の原素を三種目に別ち其統系に依て犯由を怠惰、性質を粗暴、嗜好を驕奢とし之を數字上最多の原因とせり之れ實際上に符合する事實ならん加ふるに季節の關係をも示さる、緻にして密と謂つへし彼等未成年者の分別なく些の懈怠不心得より重き國法を犯すの情に對しては誰か一掬の淚を灑かさるものあらんや

氏は監獄は此等に對し心的改良を施すも社會の風潮は彼等に同情を寄せす折角得たる善智識を利用するの機會なく再ひ獄裡の人とするは多くは社會の罪とし猶之を確定して第一表に依る犯罪は精神的活動の余地を與へさる社會の罪と之を誘發するは季節の罪とせり予は未成年者犯罪の無分別に因るを觀ては衷心聊か同情の念に堪へすと雖とも再犯の罪を社會に歸するに至ては倒底眞面目の議論として迎ふる能はす之れ予か一言せんと欲する主意なり

氏の曰ふ如く善良なる社會は彼等不良の徒を容るゝを許さす寧ろ大に之を擯斥するものなり之れ社會か彼等に對する自然的制裁にして以て他を戒むる嚴戒令なり社會の排斥を受けて善智識を展すの余地なしとて再ひ罪過を犯すとは何すれそ夫れ亂暴の甚たしき其愚や何人も及ふ者なけん

監獄か彼等不良の徒を心的感化せんと盡瘁するの勞に至ては天下衆目の認むる所なりと雖も而も其功を空するは社會の冷淡に因ると長歎大息するは氏の慧眼未た紙背にも徹底せさるの憾なき能はす世は彼等の如き不良の徒を憎むは疾を惡むより甚たし出獄したればとて誰か遽かに信用して共に齒する者あらんや之を斥くるは當然の社會制裁にして犯罪の結果と覺悟し相伍の信用を得る迄耐忍せさるへからす然るに已れ未た力めす位地其處に至らすして再び罪科を犯すを社會の冷遇に嫁するは予は其の所謂あるを知らす氏か監獄最負の我田引水論と評せさるを得す

氏曰く監獄に於て此の徒を敎化するは短期間にして効果を收むるは至難なりと此如短期間の敎育を施しつゝ偉大の成功を望むは素より無理なりと云つへし已に其言に據て見れば不完全を自白せしに拘らす社交に容られさるを以て强て責を社會に嫁するは大に矛盾に近き議論と謂つへし

氏の議論の統系に基て立論せるに多年斯道に盡されたる人たるは疑ふへくもあらす只慨らくは餘りに監獄臭を帶び或は斯界の歡迎を受くるも一般社會の偏狹なりとして同意せさるべし且つ之か矯正方法に付ては一個の確たる提案なきは予の甚だ惜む所なり予は以上一に論擧したる點を以て此の議論に賛せざる箇處とし敢て

妄評を試む失言多罪

未成年者の犯罪は氏の曰ふ如く其原因を研究せられたる結果種々の素因と誘因を有する者なれば宜しく其本に省みて原因を杜絶するの策を社會と共に講究計畫するは寧ろ刑を無刑に期するの本領を得たるものにして學校幷に家庭の教育土地の習慣風俗等の改善を計らざるべからず之れ醫家の所謂原因療法にして今遽に効果を看るべきにあらざれば他年を期せざるべからず次に對症療法として監獄に收容したる者は氏の如き人ありて熱心に教化に力め又爲し得べくんば彼等の刑期を一年乃至三年に延長せしむべし然らば其間に於て充分に感化し克己の精神を大に涵養し一度の入獄に因て徹底に悔悛せしむるの方針を採らば責を社會に歸するの必用なけん

刑期を延長することは之れ容易の事ならずと雖ども實際に於て必用ありと思惟するときは之を絶叫するも敢て無用の業にあらざるべし或は是に就て難する者は曰はん事體已に容易ならず且つ些少の惡事を斯く重科に處するは素人的議論にして國家經濟を顧みず衞生上に思を致さず他の犯罪と權衡を得ずと然れども犯罪の多きは何れの地も窃盜なり再犯以上の多きも窃盜なり(刑期延長は未成年者のみならず最多の罪質をも延長するの考なり)之等は刑餘の不信用に因らずして寧ろ刑の輕きを以て一度足を獄門に投する者をして其處刑の輕きに馴れしむるに因ること諸多再犯の理由より多き原因ならん又國家經濟上より其無算を云謂する人あらんも短き刑期に因て再三犯に陷り益々惡徒に因緣を深からしむるときは犯罪者を悔悟せしむるの道にあらさるのみならす同一人をして度々國家經濟を損せしむるの結果となり終局何の益する所なきに歸す衞生上より見れば五六十年前ミルバンク監獄の統系には一年乃至三年刑期の死亡比例は(三、〇五二)(三五、六四五)(五二、二六七)如此なりしと雖とも方今監獄衞生發達せし時に於ては之れか十分の一乃至百分の一に減せしならん然らば左まで顧慮すべき數にあらす他の犯罪の權衡に於ては大に不權衡ならんも偏に懲戒の目的を達し監獄の本領を發揮せんには些少の不權衡は一考の價を有せざるべし要は再犯を懲し惡徒を減じ刑を無刑に期するの極意に副はゞ可ならん敢て世の識者に質す幸に垂教せられんことを乞ふ



講　演

○低能者の處遇に就て

浦和監獄醫務所長　吉田榮次郎

近頃我邦の監獄には此分類法と云ふものが行はれて參りまして、幼年囚であるとか或は懲治人であるとか云ふ者の爲に分立の監獄が出來て參つたと云ふことは斯道の一大進歩であらうと思ひます、其外巢鴨の監獄に於ける精神病監であるとか、橫濱監獄の唖者の敎育であるとか云ふやうな特設に係る事業は、是は監獄事業に取つての一大革新であらうと思ふ、是等の監獄の事業は其局に當つて居る方々の鋭意熱心に依てやがて詳細なる成績の報告もありませうから隨つて其効果の如何と云ふことを判斷し得る時が來るであらうと思ひます、併し斯樣な部類に屬する所の分類の監獄と致しましては、私は此監獄衞生と云ふ方の側から、今日何れの監獄でも完全なる隔離の方法やら或は消毒の方法やら、取扱の方法の上に於て非常に困難を感じて居る所の彼の肺結核患者の爲に特別なる病監々獄を設けて貰ひたいと云ふことが刻下の急務であらうと考へます、是は私は政府の御方針が夫々色々の御都合のありてのことであらうと思ひますけれども、是非早晩事實となつて現はれむことを偏に希望する次第であります、で私が今日此席でお話を申上げやうと思ふのは矢張分類の意味ではありますけれども、今の年齡の區別とか或は懲治人とか幼年囚と云ふやうなさう云ふ分類の意味ではなくして、犯罪人の身體或は精神と云ふ方の所謂腦力の狀態の分類の事を一つお話して見たいと思ふのでありますけれども是はナカ〳〵の大問題でありますから、到底一朝一夕に彼此と云ふ譯にも行きませず、又率爾として實行すると云ふやうなことも素より困難でありますが、併ながら犯罪人の研究を致しまして、其身體なり精神なりと調査して見ましたならば……別段調査するまでもなく監獄に日常御經驗のある方は必ず澤山御認めのことがあらうと思ひますが、罪人と云ふ者には精神病者ではないけれども、兎角精神病者に近いと云ふ質の人間が隨分澤山あるであらうと思ふ、一種の偏僻を持つて居る片寄つた人間である、扨て身體にも何等かの變質或は缺陷と云ふものを持つて居る所の事實のあることを御認めになつて居るであらうと思ひます、身體上の變化と云ふことを明かに認められない者でも精神上の缺損者として見られる者は隨分澤山あることを御承認になるであらうと思ひます、此身體なり精神なりの變質を持つて居る者は所謂是は低能者と名付ける者であつて、即ち人間の精神なり身體なり健全者と病的の者との中間に位する者である、此低能

者の事に付きましては先年當會に於きまして片山博士が精しく御演説になつて居りますから御承知でありませう、又本年總會に於て吳博士が身體と精神の變質徴候の事を殊にロンブロゾーの説を擧げて精しく述べられて居りますが、兎に角此犯罪人には精神力から云ふても一人前に足りないと云ふ方の人間、或は或力は非常に進んで居りても他の方の力が劣つて居る所謂片輪に出來て居ると云ふやうな人間が相當の數あると云ふことは、是はどなたも御異議のないことであらうと思ひます、果して低能者なる者が囚人にあるとするならばそれは實際にどの位の割合にあるかと云ふやうなことを調べて見るのは頗る興味のあることでありまして、而も亦是等の低能者に對する處遇上の問題を研究する上から行きまして少からぬ利益のあることであらうと思ひます、そこで私は私の方の女囚に付きまして少しく調べて見ましたのでありますが、何分私の方は私一人でやつて居るので日常の仕事が澤山あつて十分の餘暇を持つて居りませぬから、其調査と申しても極めて杜撰なものでありますけれどもそれをチヨット申上げたいのであります。

低能者と申すものは精しく分けますると隨分澤山の種類になりまして、又學者に依て色々分類を異にして居るやうでありますが、私の方には女囚が目下四十六人、居ります、それを犯罪別にしますと放火犯が十六人、故殺犯が十三人、謀殺犯が六人、強盜が六人、强盜犯が三人詐欺取財が一人、貨幣僞造が一人であります、

是丈居りまして初犯と再犯の關係は初犯が三十四人で再犯以上が十二人でありますから、百分比例にすると丁度初犯が七三%再犯が二六%と云ふ割合になつて居ります、是は男囚の初犯再犯の割合とは非常に違つて居りますが、是が亦所謂女性の特色であらうと思ひます、其四十六人の女囚の内で見まするのに、一人は所謂ヒステリー病者で、是は無論精神病であるから除くと致しまして、殘り四十五人中で二人は高度の變質の症狀を持つて居る低能者で先以て痴狂者に近い者であります、それから十一人が明かなる低能者でありまして殘り三十二人が先以て普通の人間である、併し普通の人と申しても此三十二人中にも勿論輕い方の低能の者もあるのでありますけれども、併しそれは矢張程度上の問題でありますから最も著しい者は先づ十三人でありまして、殘り三十二人は先以て普通の平均腦力を持つて居る者であると思ひます、四十六人に對する十三人は百分比例で二七%になりますが、是丈女囚に低能者が居るのであります。

それから此女囚に就て色々遺傳の關係其他の關係を調へて見たいと思ひましたが、此血族遺傳の關係を調べることが非常に困難で分りませぬ、無論本人等に聞いたが、所謂ハツキリした事は分りませぬ、隱して、居る者も忘れて居る者もあり或は全く分らないと云ふ者もあつて事實は不分明でありますが、是等の事は必要なる箇

條を問答體にでもして警察の方へ照會して調べて貰ひましたらどうやら分るであらうと思ひますが、さう云ふ事をしませぬから甚だ不完全ではありますが調べ得ましたものを見ますると、四十六人中で遺傳の關係ある者が十八名程三九％)あります、併し實際は尙ほ是よりも澤山遺傳の關係はあるであらうと思ひますけれどもそれは分らないのであります、然らば此遺傳の關係ある者と低能者との關係はどう云ふ風になつて居るかと申しますると、前申しましたヒステリー狂者の方は無論是は遺傳は明かに存して居る譯でありますが、低能者の十三人中で六名程が遺傳關係のあることが分つて居りますが七名は不明であります、それから普通の三十二人の方では十二名は遺傳關係のあることが分つて居りますが、二十人は不明であります、さうして其遺傳の關係はどう云ふものが主であつたがと云ふと、兩親の常習飮酒者である者―常に酒を飮んで居る者が最も多いので、其外には腦病或は痴愚者或は血族關係者に監獄に這入つた者があるとか、或は自殺した者があるとか云ふやうな關係を調べて見たのでありますが、是は尙ほ詳細に調査した上でなければ遺傳の關係の判定は出來難い者であります。

それから生後の境遇上の關係、即ち家庭の有樣、繼父母の手に育てられたか或は食物の模樣、氣候の關係、土地の關係、敎育職業等の事も十分調べなければ不完全でありますが、さう云ふ事はナカ〳〵困難でありまして調査が不十分でありますから、それは略することゝ致しまして、低能者各自に就ての精神上の變質或は身體上の變質はどんな工合であるかと云ふに、身體上の變質は是は比較的少ないやうであります、即ち顏面であるとか頭蓋であるとか或は五官機能、手足に於け る先天的變化などを認める者は僅かに六人でありまして、後天的に頭蓋に外傷を蒙つて居たとか云ふやうな身體に變化を持つて居る者が二人あります、要するに身體上の變化は精神上の變化のやうには著明に見られないやうであります、ロンブロゾーの犯罪人模型と云ふやうな意味に於ける身體上の變質徵候は殊に少ないやうであります、併ながら無論是はロンブロゾーの犯罪人模型其物を其儘に日本人に適用すると云ふことは勿論出來ないが、併ながら醫學と云ふ方で變質徵候と云ふものは今後醫學の進歩すると共に又我々の眼の精細を加へると共に今後多數に發見されることになるであらうと思ひますが、今日の所では專ら此精神上の變質を多く見出すことでありまして、即ち私が玆に低能者と云ふのは重に精神上の變質を意味して居るのであります、精神上の變化は然らばどんなものであるかなことがあるやうであります、敎育をして居る方の授業師の話などを聞いて見ても國語とか算術とかを敎授して見るも、敎育の出來ないことはないが、何分にも

進歩が遲くしてどうも腦力が不完全のやうである、若も之を試驗でもしてやらせることであつたら皆完全に出來る者はなからうと云ふやうな話でありまして、それから時々發作の形ちとなりまして、時に興奮し時に憂鬱すると云ふやうなことがあるやうでありますが、是はチヨット氣付きませぬことでありまして、同囚の間或は取締などに對しまして或行爲があつて、それは反則であると云ふやうなことで皆濟んで居るやうでありますが、併し是は偶々本人は既に一時興奮狀態となりて居る時でありまして、卒然同囚なり或は取締なりが、何か極めて些細なる關係がそこにあるとそれが或行爲となつて發動致しまして却て行爲丈が認められると云ふやうなことで過去つて居るやうな事實は隨分各監獄を通して澤山あることではあるまいかと私は思ふのであります、兎に角斯う云ふ譯で私は私の方の女囚を調べて見たのでありますが、尚ほ其調査が不完全でありますから、餘暇を見て益々之を精細にすると共に續いては男囚の方にまでも及ぼして見たいと思ふのであります、男囚の方にも相當の割合に此低能者があるやうに見受けますけれども、男囚の方に今日何%あるかと云ふことは勿論分りませぬが、兎に角低能者は監獄には澤山あるだらうと思ふ、さう云ふ風に低能者が澤山あるとしたならば是等の者はどうしたらばよいかと云ふ問題が起るであらうと思ふ、是等に對しては無論之に適合する取扱をしなければならぬと云ふことは是は明かのことでありまして、其適當して居る取扱は低能者を收容する監獄を分立する必要がありはしないかと思ふのであります、低能者を收容する監獄は歐米諸國にも其例のあることは聞きませぬけれども、監獄なるものが今日は之を或意味の教育と見るとか或は感化と云ふやうなことであるならば、其教育と云ふものは所謂職業的の教育と云ふやうな名を付くべきものであらうとも思はれますが、兎に角社會に於ける所謂國民教育の側では小學校の有樣を見ると、從來小學教育と云ふものは積極的の教育を施して居つて、小學校の兒童を見るに、其腦力は何れも之を平均能力以上の者と見て教へられるやうであつて、即ち教科書の編纂なり或は科目の配當なり時間割なりが何れも平均腦力以上のものを見ての作方になつて居つて平均腦力以下の兒童を見て居らない、であるからして其平均腦力以下の兒童即ち此低能の兒童は學校に於て常に落第に落第を重ねて、教師は教育上如何に骨を折つても到底他の平均腦力以上の兒童のやうな効果が擧らない、そこで其低能的の兒童はどんな者であると云ふやうなことは學校醫の方の側で身體精神の狀態を調べて見ると、身體精神の上に夫々缺陷のあることが發見されまして教育の方では所謂教育學と云ふ學問の上に醫學を應用したる所の所謂教育學が出來て教育生理學と云ふやうな名稱を以て今日は盛んに研究されて居るやうであります、さう云ふ低能的兒童が澤山小學校の生徒の中にあると云ふことになつて來まするに、是等の兒童を收容する

所の特殊の學校の必要が起つて來る、さう云ふ譯でありますから獨逸邊では補修學校と云ふ名を付けて學科目時間割を遙かに程度の低いものとしてさう云ふ兒童を敎育して居る、所謂消極的の敎育を施すことが近來盛んになつて益々此補修學校の數が殖へて來ると云ふ話でありますが、我邦の小學校にも早晩是等の低能兒童を收容する學校が起るであらうと思ひますが、それは學校側の事でありまして、此監獄の方では今日謂ふ監獄衛生と云ふことの意味を更に一段進歩させまして、監獄に所謂犯罪學と云ふ學問があるならば、其學問の上に一段醫學上の應用を爲しまして、敎育上に於ける敎育生理學と云ふやうな意味の研究を十分遂げるやうに致しまして、さうして一方には是等の低能者の爲に特種の監獄を設けて其內に收容して敎育的……殊に敎育的と云ふ中にも醫療の意味を持つて居る敎育を施して行つたならばどんなものであらうかと思ふのであります、勿論此低能と云ふものは是は近來の研究問題でありますから、專門學者の方に於ても益々此種の研究を盛んにして治療法なり豫防の方法なり且は低能者を容易く鑑別し診斷する方法を進歩せしむるやうにしたならば、一方には此心理學とか或は生理學とか云ふやうな科學的の學問の進歩することは勿論でありまするし一方には監獄事業の一大進歩を見るやうなことになつて參りまして、此研究の結果は曾に此監獄事業の進歩と云ふのみならず或は刑法問題にも影響することであらうと思ひます、併ながらそれは遠き未來の事と致しまして、私は唯今日監獄に低能者が澤山居る、それに付ては其低能者問題を攻究することが最も必要であると云ふことを述べまして、監獄の實地に當られる所の殊に此監獄醫と云ふ方面より此種の報告を續々提出せられむことを望む爲に、先以て其端緒と致しまして一二の意見を述べた次第であります。



寄書

六行雜俎

岐阜　井上榮次

◉勞働は幸福の母也、然るに犯罪人は、勞働を嫌忌す、何故に然るか、想ふに渠等は、自己に適せる職業を擇び得ず、從つて勞働の、趣味を解せざるに因るならめ、之を思ひ、又達技者に、犯罪者鮮なきに考へは、作業の指定の、實に容易ならざると、之か奬勵の、忽にすべからざるを深感す

◉同情は神聖なり、如何に獰惡非道なる者と雖も、之れに對しては、敢て感謝せざらんと欲するも、到底能はざるべし。感謝は天眞の流露なり、然りと雖も、漫然同情を寄せ、一道の光明を與へされは、同情や、劇藥と撰を一にせん。精神的遇囚上の、六箴三略は、唯夫れ同情か、唯夫れ同情か

◉賢者を指し、馬鹿と言へは、賢者必す之を嗤笑せん、愚者を指し、馬鹿と言へは、愚者は必す之を忿怒せん。囚徒を殊更に卑下し、凌辱し、侮慢し、又は不親切に扱なせは、文字ある者は、必す之を嗤笑し、文字なき者は、必す之を忿怒せん、嗤笑の前に威嚴なく、忿怒の前に德化あるなし

◉人に、第三者の意思を、明了なりと信すると、否とに關はらす、其人に關し、爲したる事、言ひたる事を、指名、不指名、暗點、表示とに關はらす、其事項を通せむと欲する時は、愼重なる考慮を要すると確信す、蓋不測の間違を發生することあれは也、吾曹は囚人に於て、特に其必要を感す

◉在監人の生活狀態、換言すれは、渠等の衣食住、乃至、目に觸れ、耳に響く所のもの、渾て單調一律、無味乾燥、物質上、心機一轉の、動機となるへきもの、殆んと一もあるなし、然るに渠等の心情を開發し、德性を陶冶し、而かも社會に後れさらしめんと欲す、豈千思萬慮を要せすとせんや

◉歸鄉旅費無きの故を以て、之を歸住地附近の監獄に移し、或に金品を惠與し、又は放免者の給與工錢を、歸住地の市町村役場、又は警察署に送致す、事甚鄭重なり、希くは一步を進めて、之れか成蹟を、大數的に立證し、効果の大なることを、社會に周知せしめられんことを、蓋徒事ならさるへし

◉監獄の社會に重要視せられさるは、社會に行刑思想の發達せさると、乍遺憾、行刑當局者の、貫目の十全ならさるとに、職由するならんか。されは、吾人の修養は、直接に吾人を益し、間接に社會をして、監獄を重要視せしむるに至るへし。是れ彼岸に達すへく、水路を開鑿する所以ならすや

◉責任を重せさる者は、物に不親切にして、事に不熱心なり、別言すれは、責任を重せさる者は、性行概ね疎野なり、疎野なるか故に、紀律を尊はす、紀律を尊はさるかゆゑに、自重心に乏し、自重心に乏しきかゆゑに、犯罪行爲を爲す、されは、運命の分岐點は、實に責任の知と不知に在るか

◉二十七八年戰役後の實況に徵し、自今武の一層熾盛となるは、豫め卜知するに足る。武の旺盛、慶は即慶なり、然れとも文の隨伴せさる武は、甚た危險なり。故に徽州は、文の幼稚なる間は、武に代ふるに、操練並に山野の運動を以てするの、甚た有利なるを信す。監獄當局者よ、心してなんの◉感情動靜の、重なる動機は、言語なり、行刑目的の貫不貫、亦大に言語にあり、口は禍の元、令言なる哉、古人實に子孫を欺かす、看守教習規定あり、然れ共滿足の果實を結ひしを見聞せす。上官囚人を假裝し、看守をして、取調其他應接の練習を爲さしむ、之れ積極的教習の一方法ならんか

◉文字ある者は、行刑の理術を、解すること容易に、文字に乏しき者は、之を解する容易ならす。後者の職務に忠實に、前者の然らさる傾向ある、之れ大觀、而かも一應の理窟あり。看守昇級等に付、文事の考査に重を置けは、自然陶汰行はれ、適當なる分子を集め得む。是れ即消極的教習法の一

◉檢束又は事務の要項を、摘錄したる物を與へ、醇々講讀說明を爲したる後、其事項又は關聯せる他の事項に付、時々試問を發し、口頭又は筆記を以て答辯せしめなは、心胸常に間隙を生せす、されは自然に其効果の實務上に、現はれ來るや必、是れ教習方法中の優秀か、切に之れか編纂を望む

◉靉然たる障壁、憂々たる腰劍、治にありては、消極的戒具となり、亂にありては、積極的戒具となる。石火と銳を競ふ、戒護者の眼光、芙蓉と端

を爭ふ、之か姿勢、深刻なる、之か同情、在監中に於て消極的戒具となり、放免後に於ても、亦之か作用依然たり。作用の當面的なるは、手錠の類◉勞働は、快樂を得む希望の爲なり、羞恥を忍ふは、大成を得む希望の爲なり、自殺は、苦痛を脫せむ希望の爲なり、非道の慾を充さむ希望の爲なり、前者は性理的希望にして發達的、後者は非性理的希望にして滅亡的、因徒を、榮達的希望の人たらしむるは、當然吾人の職◉社會は、監獄を犯罪練習所と譏し、而かも自ら之を助成しつゝある所以を解せす。戰鬪上、消極的恐るへきは疾病なり、國力發達上、消極的懼るへきは犯罪なり。社會に犯罪責任者を、知らしめさるは、疾病に對し、豫防法を講せさるか如し、後れたれ共、本誌十七卷五號新聞政略の再讀を乞

肺結核豫防に就て

高知監獄中村分監監獄醫　土居德治

肺結核豫防心得を述ふるに先ち結核は如何なる者にして人體に侵入するには如何なる徑路を取るか又結核に罹りたる時は如何なる徵候を呈する者なるかを知得する事必要の事なるを以て左に其概略を記して參考に供へんとす

抑世人の肺病と唱ふる者は醫師の方で言ふ肺結核（肺癆）と云ふ所の病氣にして多く慢性の經過を取る一種の傳染病である而して以前は遺傳病として知られたりしも西歷一千八百四十三年クレンケ氏初めて其傳染病なることを知り次て諸家の試驗により益結核病の傳染性なることを確證せられた、然るに未だ結核病は如何なる者に因て來る者なるかと云ふことは知られざりしに一千八百八十二年有名なるコツホ氏の檢査により結核病の特異病原たる結核菌を發見せられたのである

結核病原たる結核菌は人體諸器の結核病竈並に呼吸器結核患者の喀痰　泌尿器結核患者の尿中、腸結核患竈の大便或は結核病竈より排出する膿中に存在し其他塵埃中にも混在することあり而して結核菌は肉眼以て見得へからざる極めて幽微なる機生體にして其二三千匹を並べざれば一分の長に達せぬ程の小さきものである然れども其外襲に對する抵抗力は甚だ强大なるもので結核患者の喀痰中にある結核菌は乾燥するも容易に死滅せざるものである即ち平均三ヶ月間格別の場合に於ては六乃至八ヶ月間生存し又三年間生存せることを實驗せし事もありと云ふ又結核痰腐敗する時は容易に死滅するものて八日乃至十日間にして死滅するも時として十ヶ月間も生存することありと云ふ又單に醫氏百度の乾熱を與ふるに一時間を經るも尙死滅せざるも蒸氣を通する時は暫時にして全滅するものである其他痰層の厚薄により差異あるものなれども日光に直射せしむること數分時乃至二三時間なるときは全く死滅する且つ該菌は寒冷に對しては抵抗力强きものにしてコルネット氏の試驗によれば或る年の冬結核痰を板に乾し付けて雪の日に外に出し二三日雪が降り氷も張り雪は三週間の長き間痰の上に積んで居つたのである而して第五週に至り再ひ雪が降り第六週に至り其痰を取り試驗せしに結核菌は立派に生活して居つたと云ふことである

肺結核なるものは前述せる結核菌が或る機會により感受性を有する人體に侵入し初て發病するものである、扨て本病に罹る時は如何なる徵候を呈するものなるかと云ふに其疵肽は屢々潛在し或は極めて徐々に現はるゝものにして從て多くの患者及び其周圍の人が之れを觀過することゝ多し而して先づ初は漸々羸痩し體重減少し皮膚蒼白色となり頰部潮紅し咳嗽喀痰（熱（特に日暮に上昇す）呼吸困難、胸部疼痛、盜汗、持續せる食慾減損、心悸亢進等の徵候を來し且つ間々業務を營むの愉快なく從來嗜好せる遊嬉も興味を有せす且つ容易に疲勞を覺ふるに至ることがあるのである

今虎列刺病、赤痢病等の發生したる時は世人其經過の急性にして恐ろしきを知るを以て速に之れが豫防撲滅に盡力するのであるが肺病の方で見ると

極めて慢性に來る所の病氣であるから人が夫れ程氣が付かない其中に病毒と云ふものは無遠慮にずん〳〵蔓延して肺病は知らず識らずの中に年々多數の國民を侵し國家に慘害を及ぼし今では世界中の死亡數の七分の一は肺病であると云ふ樣な譯になつて居るのであり實に恐ろしき次第である、而して肺結核病毒の蔓延は主に肺病患者の喀痰に因るものにして此中には非常に多くの結核菌が居るのでヘルレル氏の調査によれば一患者の一塊の痰中には三億萬個ありと云ふことである故に一時間に一度づゝ喀痰するものとするも一晝夜の間には實に七十二億萬個と云ふ澤山の結核菌が出る譯である之れが乾燥して或る機會を得て空氣中に飛揚する時之れを吸入するか又は同患者の高聲談話を爲し或は放歌等を爲すか又は咳嗽噴嚏を爲すに方り噴霧狀になりて來るものを直接に吸入するに因て結核病を來すこゝがあるのである此恐ろしき肺病に罹るものにして尙未だ臥床せざる者は日々無數の結核菌を排出する譯であり今痰を輕率に遠慮もなく此處彼處の地上に喀出し此者が乾燥するの機會あらば風の爲に塵埃と共に捲上る可し而して此塵埃を吸入したる人にして若し肺結核素質遺傳の傾向を有するもの或は疾病の爲に身體の非常に衰弱せるものなりせば結核病を起すものにして非常に危險の事である

以丈逃ぶる如く本病は實に恐ろしき傳染病の一つである然しながら誰でも結核菌を受けたればとて直に肺病に罹るものではなく人により之に感受する性質を有するものと有せざる者と又愛受性質を有するものに在ても其性質の强ひものと弱ひものとがあり而して感受素質は遺傳するものにして又營養不良狀態は素質を增加するものなれども之れに反し營養佳良なれば全滅することなきも大に其素質を減退するものである故に能く其豫防方法を衛り注意するに於ては無暗に取越苦勞をして恐ろしがるには及ばぬのである

肺結核は如何にして豫防すべき者なるか左に其方法を揭げて參考しやう

(一)感受素質を減弱せしむること即ち體質營養を佳良ならしむ可し

(二)結核菌の散蔓を防遏するに在り

(イ)通路又は布片に喀痰すべからず

(ロ)戶內に在ては陶器製有蓋の一定痰壺を備へ之れに喀痰の乾燥を防ぐ爲に少量の液體を入れ置き此中に喀痰する樣にし之れを棄つるに方り一定の消毒を行ふべし

(ハ)塗痰の爲に汚染し或は患者の口に觸れたる器物は悉く之れを消毒すべし

(三)特別の場合を除き可及的患者に近寄らざるを良とす

(四)相互に應接談話を爲すに方りても可及的二三尺を離れて對座する樣にするを良とす

(五)各自咳嗽、噴嚏等を爲す時は常に手巾を以て鼻口を被ひ痰唾をして他に飛散せしめざることの習慣を養ふべし

(六)若し氣管枝加答兒に罹り咳嗽、喀痰あるか又は胸部疼痛あるか何となく倦怠、疲勞を感するとか或は漸次羸瘦するとか久しく食事が進まぬとか時々盜汗(寢汗)が出るとか云ふ樣な事があれば速く醫師の診察を受け治療を怠るべからず

(七)結核素質を有する人又は虛弱の小兒重病にて身體の衰弱せる者等は肺結核に罹り易きの傾あれば常に注意し身體の營養を盛ならしむる樣力むべし

(八)皮膚を健固せんが爲に每朝身體の冷水拭淨法を行ふべし

(九)牛乳を用ゆるには必ず先づ一回煮沸したるものを用ゆべし

(十)室內空氣の流通を能くし衣服、寢具等は時々日光に暴露すべし

(十一)各自起床の際は寢具は一端翻疊して室內空氣を流通せしめ寢具內に醫滯せる不潔の氣を排除せしむへし

(十二)就寢に際し夜衣又は湯圍を以て深く頭部に被るか如きことを爲すべからず

(十三)步行に際し履物を以て地上を摺り塵埃をして飛散せしむるが如きこと爲さゞる樣注意すべし

(十四)手拭、手巾等は使用前一回沸湯を注ぎ乾燥せしめたるものを用ゆる樣に爲すを良とす

(十五)小楊子、箸等の如き亦使用に先ち一端煮沸消毒するを良とす

(十六)書翰封筒を繊するに方り封蠟を舐る可らず

(十七)郵便切手貼用に際し印紙を舐るべからず

(十八)手拭、手巾等は各自別々に所持し他人より借用し又は他人に貸す樣のことは爲さゞるを良とす

(十九)封筒を開くに方りては可及的封筒の下際を切るか又は縦に之れを剪切するを良とす

(二十)吸ひ付け煙草は勿論煙管の貸借又は酒杯の獻酬等は爲さゞるを良とす

觀罪因有感

在大阪監獄　巍　研　生

天網恢々疎不漏。作爲即應本纏身。一朝華榮今如夢。獄律嚴嚴多苦辛。月影花香思不盡。最親骨肉又傷神。薰陶敎化歸善良。是赤同胞神洲民。

またうたに

なへてみな神のみするの人なるを

なとよしあしの心もつらむ

統計

○雪の『網走』に對する同情　巡査　藤正直

昨夏北海道一巡の機會を得たる余は其序を以て能ふ可くんば網走をも訪問せん精神なりしが、御用地外の悲しき塗其目的を遂すること能はざりしは余の今に殘念に堪へぬ處である。然るに其後本誌上に於て北遊雜記一篇が圖らずも安田中農兄の介する處となりて以來、同兄の根據地たる此網走が以前よりも一層懷しくも又慕しく思ふ樣になつた

網走監獄は實に全國五十有餘の監獄中の最北監獄である、都地すら除寒備未だ凌ぎがたきものある今日此頃、名にし負ふ北海道も遥ての網走が實際如何なる有樣であらうか、彼の雪見などゝ洒落居る遑中はいざ知らず多少とも雪中生活の經驗あるもの、蓋し想像に依りある處にして、殊に中農兄とは鄕國を同ふし所謂雪中行軍的趣味を感ずること最も深き余にはそれだけ又人一倍同情の深からざるを得ざる次第である

出來得ることならば余は夏に一遍冬の北海道を觀、就中網走の網走たる特色が果して那邊に存するかを知らんと欲するの情最も切なるものであるが、奉公の身殊に冬期間が最も事務の繁劇を見る身には遺憾ながら其實行思も寄らぬ處である、乃ち今姑く數の上に現はれたる網走監獄を觀一は以て聊か同監に對する同情の意を表し一には又同志諸君の爲めに少しく同監の概況を紹介する所以である

◎夏の網走　余は曾て北海道紀行(前警保局長小野田元熙氏著)中に夏の網走を見たことがある曰く

同二十五日(明治二十八年八月)午前六時より郡衙、警察署、網走分監等の巡視を了り高山氏(當時の分監長)を訪ひ一同午宴の饗を受く、分監は網走市街の西北の山麓に位す、高山氏の居亦其傍に在り、用に臨み出を貧ひ眺望絶佳清風掬す可し、余等一行は旭川村出發以來山中連日の困難に遭ひ心神疲れたるに依り先づ網走市街に就き其勞を慰せんと欲する際、高山氏の厚き待遇を受け一層の愉快を感じ一同氣力を回復し、或は前川に釣魚を試みる者あり、或は旅行中緘默せしにも倦す一時に大言壯語を吐く者ありて殆ど他鄕に在るを覺へざるが如し、午後分監を距る三里餘の山腹に在る農場を一見せんと欲し馬を駕ひ路に登せんとするに際し、新居氏(今の警視)は警察署に巡囘し、宮下氏は郡役所に巡囘し、其他各々要務ありて從行する能はざるが如し、其實違乘馬病を起せしならんと其情を察し、余途に獨り分監長看守長等の先導にて農場及山田製造所を一見したり云々

◎冬の網走　予し夫れ冬の網走は半農見に依りて既に盡されたる處なるも尙對照上其一節を綴りて掲ぐれは曰く

冬季の根室は外國も同樣なりとするも尙根室半島の南岸たる花咲港根室を距る約三里)までは商舶より定期郵船の航海あり、百貨は之に據つて輸致せられ旅客は之に便して來往するに妨けなきに反し、我が網走は根室よりは北に偏し、海面は全く凍結し、年に依りては十一月末より翌年四月まで航海杜絶し、陸上は積雪數尺、山川河海悉皆渾然銀世界となり、他鄕よりは鳥一羽訪ふものなく、郵便線路雖塞して數日を滑過に淹留することも敢て珍とするに足らず、東京新聞新年の初刷は一月十五日乃至二十一日に到達するを例とせり云々

◎冬の網走寒も繪に見るが如くである

◎高等ホテル　さて網走監獄は小菅、三池、樺戸及十勝と共に新界に於ける五大高等ホテルの一である、其變化に富める歷史は姑く措き最近の調査に依れば客人總數八百三十八人居る、之を樺戸に比すれば百四十二人少しと雖も十勝よりは百二人多い、臨時客(被告人)は本店に唯一人あるのみ、他は全部常客(四人)にして內百八十三人は二見岡支店の分、一人は警察出張店の分なり、即ち本店には總て六百五十四人居る譯である

◎殆ど皆上等客　流石は高等ホテル客間の最大部分は勿論上等客(徒刑)を以て充たされて居る、即ち總員八百三十七人中中等客(懲役)の二十六人及下等客(重禁錮以下)の六人を除き、他は皆上等客なるが、內終身客(無期)は三百九十七人、定期客(有期)は四百八人なり、而して終身客が他の高等ホテル中の最多たる樺戸に比するも尙百一人多くして、實に全國第一等の多數を占めて居る

◎强盜派は過半數　續て其罪狀派別如何と見るに最多は果然强盜獄の占むる處にて其人員四百四十三人即ち實に過半數なり是れ亦全國無比である、次は謀殺獄の百四十三人、放火倶樂部の百十六人、故殺會の七十二人及貨幣組の二十二人等なり、其名を聞いたゞけにても如何に有力の團體なるかは推知し得らるゝと同時に、其待遇上の困難亦如何に大なるものあるかをも思ひしむるに足る

ではないか

◉壯年者と最頁客　次に其年齢は三十歳以上四十歳未滿の壯年者が殆ど十分の四(三百二十人)を占め第一等の多數たり、六十歳以上の老人は二十五人又二十五歳未滿の青年者は二十六人居る、此事實は他と大差なきも退院慶數を見るに頗る異數を示せり即ち樺戸は總員百中の最頁客が四十九人强、又十勝は稍々多きも倘五十五人强に過ぎざるに、當ホテルは獨り六十三人强の大多數を占め、初度客は僅に百中の三十七人弱を分配されて居るに過ぎぬ

◉總支配人以下の職員　然らば當ホテルに籍を置き獻身以て斯業に盡瘁しつゝある僚友諸君が總員幾千あり又如何なる生活狀態に在るか、是れ余の最も知らんと欲する處のものである、左たと不幸にして余が手中の材料は甚だ貧しく知れる處のものは唯其人員と俸給額位のものに過ぎぬが、最近の調査に依れば當ホテルの職員は總支配人(典獄)以下總員百八十一人にして、外に見習監督(看守教習生一人、休職監督三十人及給仕小使其他の常傭夫は十三人居る

◉監督一人の受持　ホテル職員中の中堅たる監督は現在百五十七人即ち實に總員の約九分を占めて居る、而して監督一人に對する客人が約五人三分の割合にして之を樺戸の同七人なるに比し一人七分少く、又十勝の同五人九分に比するも倘六分少い、斯く當ホテルに於ける監督一人の受持人員が比較的少數なるは唯單に終身客が割合に多數を占むるが故のみには非ずして、必ずや他に相當の理由が存すること、信ずる

◉監督の俸給　次に監督の俸給は一人平均拾貳圓　拾七錢に當つて居る、之を樺戸に比すれば拾四錢高く又十勝の其れよりは參拾參錢低きも、全國の平均拾貳圓貳拾六錢に比せんか實に貳拾錢以上の多額である、休職監督は一人平均六圓貳拾四錢にして樺戸十勝苦しくは全國の平均に比し壹圓五六拾錢高を示せるは勿論吾人の注目に値せりと謂ふ可く、又見習監督は十勝と同樣九圓にして樺戸よりは貳圓高である

◉米麥の石代　北海道に於ける諸物價殊に米麥代が內地の此に非ざるは勿論なるが、當ホテルが三十七年度に於て購入せる米麥の石代を見るに米は拾四圓九拾貳錢にして、麥は拾參圓四拾參錢である、即ち米は全國の平均石代に比し四圓以上高く、又麥は最高靜岡の拾四圓に次いての高價である

◉藥品は概ね自辨　米麥價が此の如く高騰なるに反し藥品は格外廉價である、蓋し藥品中の主要たる味噌醬油を始め豚肉の類まで大抵自營自作品を以て供給されつゝあるが、今三十六年度に於ける藥品購入單價調を揭ぐれば實に左の通りである、但し栽培地は二百六十七町歩餘りあり、外に四反歩の田地あるが、田畑一反歩の平均收穫高は壹圓七錢に當つて居る

一馬鈴薯(一升)	壹錢五厘
一豌豆(同)	貳錢九厘
一玉蜀黍(同)	六錢參厘
一茄子(同)	貳拾錢五厘
一南瓜(同)	壹錢五厘
一菜(同)	壹錢貳厘
一豚肉(一貫目)	貳拾五錢
一味噌(同)	拾七錢八厘
一醬油(一升)	參錢七厘
一澤庵(一貫目)	七錢參厘
一大根(同)	九錢四厘
一胡蘿蔔(同)	七錢五厘
一牛蒡(同)	七錢五厘

◉平均一人の榮代　更に一歩を進めて榮代中如何なる種類の爲めに最も多くの金額が費されたるかを見る可く、三十六年度に於ける榮代金額百分比例を揭ぐれば、榮代に壹圓に付

金貳拾參錢七厘	味噌	金九錢貳厘	野菜
金九錢	醬油	金八錢壹厘	乾物
金拾壹錢四厘	漬物	金五錢壹厘	雜穀
金貳錢九厘	生魚	金參錢四厘	海藻類
金九錢五厘	乾魚	金貳厘	貝類
金九錢壹厘	鹽魚	金四錢八厘	砂糖
金壹錢壹厘	肉類	金貳錢參厘	鹽其他

◉世帶的狀態　該百分比例を以て全國の平均額と比較するに種類に依り非常の差がある、即ち肉類の如きは全國平均額の殆ど九分の一、生魚及野菜が約二分の一に過ぎざるも、鹽魚は三倍乾魚及乾物は殆ど二倍の多額に達して居る、尤も其少額と云ふは必ずしも少量の意味に非ざること勿論である、要するに價格との關係なれば之を土地の物價其他の事項に就て案排吟味するに於ては、蓋し同ホテルの世帶的狀態が最も能く分るであらうと思ふ

◉病者は比較的少數　當地の氣候に就ては余未だ多く聞く處なきも、彼の根室邊に於ける濃霧の如き衞生上の危險物は別段ないらしい、隨て當ホテルの衞生狀態は概して良好なるもの、如く、現に病人の如きも休役以上の患者は一日平均二三人に過ぎぬ有樣である

◉死亡の多くは肺病　最近一ヶ年の死亡者は十五人なり、內肺結核三人、肺炎肋膜炎及其他の呼吸器病四人、神經系の疾患三人、老衰三人、其他二人なるが所謂肺病は割合に多い、而して死亡者の割合は一日平均人員千人に付十四人七分に當り之を樺戸に比すれば一人四分多しと雖も、十勝よりは七人八分少く、更に又全國の平均と比較するならば約半分である

◉懲罰は案外少數　凡そ懲罰は大に手加減の存することなるが、詮くとも數の上に現はれたる當ホテルの客人は案外大人しい方と見へる、何となれば則ち三十七年に於ける懲罰は總數三百九件に過ぎずして、平均一人の懲罰度數は〇人三分に當つて居る、之を前年に比し一分を增したるも全國平均の〇人六分に比すれば倘未だ半數に過ぎぬのである、其犯行を類別すれば

抗　命	二七	怠　役	八
物品藏匿	六一	猥　褻	六
喧　嘩	二一	暴　行	三
物品交換	一九	竊　食	二
通聲談話	一七	座臥不正	二
爭　論	一三	其　他	三〇九
	九	合　計	二二七

◉物品藏匿　即ち當ホテルに於て第一等の多數を占むる處のものは抗命にして物品藏匿は之に次けり、左れど是れ一般の事實に反して居る、蓋し多くのホテルに於ては通聲談話、毆打怠役及爭論が最も多數を占むる處なるにも拘らず當ホテルは此等の犯行が比較的非常に少く、殊に全國の事實に於ては第三等の多數に居る座臥不正が殆ど皆無も同樣なるは蓋し大に吾人の注目に値する處であると思ふ

◉座臥不正は殆ど皆無　若し夫れ懲罰の種類を見んか關室は二十五人、減食は二百七十九人にして殘りの五人は屏禁なり、又附加刑

として勘位を續せられたるものは三人ある、而して關東が百中の八人を占め全國の平均三人なるに比し二倍半以上の多數を占むる所以のものは、蓋し他の高等ホテルも同樣例の上等客だけに懲罰も亦勢酷なるを要するものあるに由るのであらう

㊀ホテル作業　役等客人共に又退屈凌き乃至體育上の必要に由りて孰れも一定の勞役に就いて居る、所謂ホテル作業なるもの即ち是れにして而してホテル自身提の實に係るものと自營業、又外間の囑托に係るものとは囑托業と稱いるのであるが、當ホテルの作業は殆ど自營業のみと云ふも妨げなき位にして、囑托業は一日平均三十人內外に過ぎない

㊀精勤の盛大　自營業に在りて勤續及ホテル傭夫の外にしては例の精勤が最も盛大にして一ヶ年の延人員は實に五萬六千七百人の大多數に逃し、其他千人以上のものは伐木工、藁縫工、煉瓦工、鑛冶工、機織工、組打工及木工等の數種なり、又囑托業は木工の三千八百人を最多とし鑛工、裁縫工、木挽工、鑛冶工及土工等は千人以上の部である

㊀勞銀は每も上等　此の如く其主なる業種が既に北海道的なるが故に工錢は每日上等に居り、三十七年度の自營業は所謂糸書の分とも平均九錢四厘、囑托業は拾壹錢五厘に當つて居る、之を樺戶に比すれば囑托業は九厘低きも自營業に於て壹錢四厘高く、又十勝に比すんば自營業は參錢六厘高く囑托業も亦壹錢貳厘高い

㊀小參拾圓の貯蓄　高等ホテルの客人は比較的最も裕福なるが中にも當ホテルの如きは(三十七年末現在)一人平均小參拾圓の貯蓄がある、即ち工錢貳拾六錢四拾八錢、所持金壹圓四拾九錢此合計金貳拾七錢九拾七錢は實に預置金として現に保管せられつゝある

一人當りの額である

㊀全國第二等の財產家　元も之を三池の四十四圓に比せんか其及ばざるや未だ遠しと雖も、彼には勞銀の最も優等なる採炭業のあるありて比較するが些と無理である、乃ち三池を外にしては當ホテルの右に出づるものなく、十勝は其額最も近きも倘壹圓以上の差あり況や樺戶の如きは四圓餘も少い、即ち當ホテルは實に全國第二等の財產家たり豈に失れ慾望の至りならずやではないか

以上は極めて大體の觀察に過ぎざるも多少の參考ともなるあらば幸甚である

（附記）

▲最近三ヶ年の特赦及假出獄は

	特赦	假出獄
三十六年	八	六
三十七年	一	一三七
三十八年	?	五九

▲在監人一人當りの監獄費は

三十五年度	經常部及臨時部の全體　同上全國平均額 一六一圓　一〇一圓
三十六年度	一二六　九六
三十七年度	一一九　九二

▲地所及建物は(三十七年末現在)

總坪數九百九十二萬九千三百四十六坪

內譯

四人監　五、六三五坪　其他　八三、五三一坪

附屬地　九、八四〇、一八〇　分離工場　一四二坪

一〇〇坪

居房　四八〇

一六〇

廚　七五七

○明治三十八年十二月末日現在全國在監人員監獄表（△ハ減）

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
管四	一、一三八	二	七六一	四	二	一、一三八
東京	五四五六	二	一〇大	六	一	五四五六
市谷	一、一四五	一	八一	一	一	一、一四五
巢鴨	一、〇三四	一	四八	一	一	一、〇三四
濱橫	一、三九七	二八	三〇	一	一	一、三九七
和歌浦	七九一	二〇九	一一	一	一	七九一
橋本	一、一七三	一	四八	一	一	一、一七三
葉戶	八一八	一	四八	一	一	八一八
宮戶	八八六	一	六二	一	一	八八六
野府	一、三六一	三	二七	二	一	一、三六一
津屋	四七四四	三八	二六	二	一	四七四四
岡所	六九九	一	一八	一	一	六九九
阪屋	一、七九〇	四	一八	四	一	一、七九〇
靜岡	八〇七	一	一一	一	一	八〇七
勝島	一、〇五三	一	一五	一	一	一、〇五三
福城	一、〇三〇	一	一二	一	一	一、〇三〇
宮新	九一四	一	七二	一	一	九一四
富山	二六一	一	一三	一	一	二六一
金澤	四二八	一	四四	一	一	四二八
福井	三〇二	一	一三	一	一	三〇二
岐阜	三五五	一	四二	一	一	三五五
縣所	四〇六	一	一三	一	一	四〇六
青森	三五五	一	三〇	一	一	三五五
岡山	四三九	一	三三	一	一	四三九

府縣	總計			前年比較			府縣	總計			前年比較		
	男	女	計	增	減	前月比較		男	女	計	增	減	前月比較
山形	六一九	一	六二〇		一	一	鹿兒島	三〇七	二	三〇九		一	一
秋田	六八五	八	六九三		一	一	宮崎	三六〇	四	三六四		一	一
京都	一、九二二	二〇	一、九四二		一	一	本籍	六九九	六	七〇五		一	一
大阪	二、六二二	七五	二、六九七		一	一	分賀	五七八	四	五八二		一	一
兵庫	一、八六	一八	一、八七四		一	一	岡	五三三	三	五三六		一	一
奈良	四四八	一八	四六六		一	一	崎	一、四九二	一八	一、五一〇		一	一
和歌山	大六七	一八	八八五		一	一	池	一、三四九	一一	一、三六〇		一	一
三重	一、六八五	一四	一、六九九		一	一	知	一、四九一	一二	一、五〇三		一	一
長崎	一、四九二	一一	一、五〇三		一	一	山	七四四	二	七四六		一	一
福岡	一、三四九	一一	一、三六〇		一	一	松	九二五	二	九二七		一	一
大分	五三三	三	五三六		一	一	島	六五六	三	六五九		一	一
佐賀	五七八	六	五八四		一	一	江	五七五	三	五七八		一	一
熊本	六九九	四	七〇三		一	一	取	二五〇	三	二五三		一	一
宮崎	三六〇	二	三六二		一	一	口	八七二	七	八七九		一	一
鹿兒島	三〇七	二	三〇九		一	一	島	九二一	九	九三〇		一	一
沖繩	六三〇	一	六三一		一	一	山	一、六八五	一二	一、六九七		一	一
華族	七五三	二	七五五		一	一	戸	九八一	一	九八二		一	一
神官僧侶	九八一	一	九八二		一	一	走	八五七	一	八五八		一	一
合計	五二、〇九九	五五四	五三、〇〇九	八五〇	三六七	九九六	合計	四八、三四一	五五四	四九、八九五	八五〇	三六七	九九六

○明治三十八年十二月末日現在全國囚人罪名別（△ハ減）

罪名	總計			前月ニ比シ增減	前年ニ比シ增減	十二月中ノ新受刑者	罪名	總計			前月ニ比シ增減	前年ニ比シ增減	十二月中ノ新受刑者
	男	女	計					男	女	計			
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	一三四	三	一三七	△六	△七六	一九	官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	一三四	三	一三七	△六	△七六	一九
附加刑ノ執行ヲ逋ル	六〇		六〇	△五	△七	四	附加刑ノ執行ヲ逋ル	六〇		六〇	△五	△七	四
貨幣偽造	九一四	一七	九三一	△七	二四	三五	貨幣偽造	九一四	一七	九三一	△七	二四	三五
官印官文書偽造	一、六二二	一一	一、六三三	△一一	一四九	六四	官印官文書偽造	一、六二二	一一	一、六三三	△一一	一四九	六四
私印私書偽造	一、二一八	一八	一、二三六	△一二	三六	一一	私印私書偽造	一、二一八	一八	一、二三六	△一二	三六	一一
偽證	二七		二七	△六	一	一	偽證	二七		二七	△六	一	一
賭博	一、六三四	四二	一、六七六	△一四	一九	九	賭博	一、六三四	四二	一、六七六	△一四	一九	九
謀殺	一、五八九	一八	一、七〇七	△一一	一四	一一	謀殺	一、五八九	一八	一、七〇七	△一一	一四	一一
故殺	一、七〇五	一七	一、七二二	△一二	一四	一一	故殺	一、七〇五	一七	一、七二二	△一二	一四	一一
打創	一、七六八	四〇	一、八〇八	△一三	一九	一四	打創	一、七六八	四〇	一、八〇八	△一三	一九	一四
毆傷	一二	三	一五	△三	△三	一	毆傷	一二	三	一五	△三	△三	一
墮胎	一二	三	一五	△七	△三	一	墮胎	一二	三	一五	△七	△三	一
猥褻姦淫重婚	二九一	三七	三二八	△九	△三	一	猥褻姦淫重婚	二九一	三七	三二八	△九	△三	一
誣告及誹毀	五七	二	五九	△一八	八	一	誣告及誹毀	五七	二	五九	△一八	八	一
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二、二二、二六七	八八四	二三、一五一	△九一	二、二二五	九一	竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二、二二、二六七	八八四	二三、一五一	△九一	二、二二五	九一
横領	二〇三	一	二〇四	△二	六〇	二	横領	二〇三	一	二〇四	△二	六〇	二
山野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	五九		五九	△一八	一〇	一	山野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	五九		五九	△一八	一〇	一

○在監人死亡者病名別累年比較表

	死亡者			一日平均在監人千人中ノ死亡者			病監患者百人中ノ死亡者		
	明治三十七年	同三十六年	同三十五年	明治三十七年	同三十六年	同三十五年	明治三十七年	同三十六年	同三十五年
屋外勞役（明治廿三年法律第九十九號）違	四八二	二一	五〇三	一〇六	三一	二七六	人	人	人
強盜	四、〇六六	一八	四、〇八四	△九	△二九	△三八	三	三	三
遺失物及埋藏物ニ關ス詐欺取財及受寄財物ニ關ス	一四	一	一五	一	一	一	二	二	二
贓物ニ關ス	三、五〇六	一一三	三、六一九	△二三	△九	△八	八	八	八
放火	五一九	五五	五七四	△一一	△一二	△一四	五四	五四	五四
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害ス	一、八八六	四八九	二、三七五	△四	△三	△三	二	二	二
逃亡罪並ニ廳府縣命令違犯	六九	—	六九	△一	△一	△一	一	一	一
以上列記外ノ罪	七〇八	一〇五	八一二	△一九	△一〇	△一〇	一〇	一〇	一〇
總計	一、六二七	三九	一、六六六	△七	△一	△一	一五	一五	一五
	四五、八一七	二、五三一	四八、三四八	△一三六	△一〇三	△一〇三	四、〇三四	九、三一二	六、〇八
肺結核	四〇二	三〇一	二八二	人 六、六二	人 四、九〇	人 四、八七	人 四五、四三	人 三三、七三	人 三三、七三
腦出血腦充血腦軟化	二二	二四	一五	〇、三六	〇、三九	〇、三四	九、七三	六、六九	五、九二
精神病	一一三	八八	七〇	一、八三	一、四三	一、一二	三四、五一	三四、五一	二〇、七一
心臟ノ器質的疾病	一三	一五	一七	〇、二一	〇、二四	〇、二八	二、九七	二、一四	一、一四
慢性及急性氣管枝炎	四九	三五	四五	〇、八一	〇、五七	〇、七五	七、〇〇	四、二四	二、〇五
肺炎及氣管枝肺炎	大〇	三九	三六	〇、九九	〇、六四	〇、七〇	七、〇〇	四、二四	二、〇五
肋膜炎	一〇七	五六	五一	一、一七	〇、九一	〇、九一	一四、二八	七、九一	四、九一
胃ノ疾患	七二	四六	五一	一、一九	〇、九五	〇、八五	一四、二八	七、九一	四、九一
下痢及腸炎	一四四	九四	七八	二、三七	一、五三	一、三〇	二八、五七	一五、二三	一一、三五
以上列記外ノ疾患	九九	六三	七六	一、六三	一、〇三	一、二六	一九、八一	一二、八七	一〇、三五
總計	五四四三	三六八	三六四	八、九五	六、〇〇	六、〇六	一九、七八	一二、七二	一〇、三六
	一、一二九	一、一〇四	一、一〇四	二六、七二	一八、三九	一八、三六	一九、七八	一二、七二	一〇、三六

海外通信

○刑法に於ける二大學說の論爭に就て

三十八年十二月二十八日

在獨逸　檢事　大場茂馬

編輯長足下余は余の最も畏敬する先輩小河監獄事務官を介して本書を足下に呈するものに候申迄もなく別項記載　刑法に於ける二大學說は獨り獨乙に止らず又獨り我邦に止らず實に世界に於ける刑法の大問題により之か解決如何に依り刑法の改正殊に刑の種類及び其量定は一に之に因て定まるものなれは余は其大體を記して犯罪人若くは犯罪の嫌疑者に直接せらるゝ多數監獄官吏の購讀者を有せらるゝ貴誌に投し其餘白の割愛を望むものに有之候

刑法に於ける二大學說の論爭（皇族の臨席せらるゝ公開の演壇に於て）

刑法の改正は獨り我邦のみならず我改正案の母法たる獨乙刑法も亦其必要を認め之か實行に着手せらるゝや從來學者の机上に於てのみ論爭せられたる刑法の二大主義即ち二大學說は獨り大學の講堂に於て辯難討議せらるゝに止らず皇族の臨席せられたる公開の演壇に於て社會公衆の耳目に訴へ其勝敗を決せんとするに至れり法律は社會公衆の感情の反響なりとの斷定は假令全然眞理なりとするも能はさるも幾分の眞理を包含すること何人も否認する能はさる處なれは社會公衆に訴へ其批判を求めんとするは相當にして時宜に適したるものと信す

何をか刑法の二大主義若くは二大學說と云ふへきか是れ今更事新しく說明する迄もなく一方は觀念論（Idealismus）に基き惡因惡果を以て正義なりとし刑は之を標準として定めさる可らすとする自由論（Indeterminismus）を唱道する國家應報刑主義（Staatliche Vergeltungsstrafe）にして「ミユンヘン」大學の正教授ビルクマイヤー氏之か領袖たり一方は之に反して實在論（Realismus）に基き社會の利益を第一に置き刑は法律の保護する利益を以て

て其目的と爲さゝる可らすとする必至説（Determinismus）を呼號する國家保護刑主義にしてベルリン」大學正教授リスト博士之か首長たり

リ博士は本月十六日反對主義の領袖ビ博士の在往する「ミュンヘン」市マテルデンの大公堂に於て國家保護刑主義と國家應報刑主義と題する問題の下に大演舌を試みられたり當日ルートウイヒ親王（王位の繼承者に該當する高貴の親王）を始め大學各科の數授各堂の高等官其他の紳士貴女を以て遖かに廣き大公堂も滿堂立錐の餘地なきに至れり

ビ博士は來月中同一の大公堂に於て同一の問題に付き對抗演舌を爲すへき旨リ博士の演舌終ると同時に言明せられたり

兩大主義の大意

ビ博士の所論の大意を示せんには之を三段に區別して説明するを便とす（第一）國家の刑罰は復仇より進化したるものにして惡所爲（惡因）に對する最も正當なる應報なり故に刑法上刑の輕重を定めんと欲せは犯罪事實の大小を第一に措かさる可らす換言すれは犯罪に對する最も合理適切なる應報は刑罰なり（第二）國家刑罰は犯罪者の自由意思と消長す元來人は犯罪を犯すと否とを決定する自由を有するものなり此自由あるに拘らす犯罪を選て犯したるものは之か應報として相當の刑を受けさる可らす（第三）犯罪者の性質も亦刑罰の輕重大小を量定すへき有力なる標準たること勿論なるも犯罪に對する刑を定めんとする場合には先つ其犯したる犯罪の內容即ち犯罪者の行ひたる結果を第一に吟味し第二に犯罪者の性質を取調へさる可らすと云ふにあり

リ博士所論の大意も前同樣之を三段に分て之を説明するを便とす（第一）國家の刑罰は國家か認むる利益を保護するを以て目的とす之を沿革より考ふるも利益保護は古來立法の精神たり故に刑の輕重を定めんとする場合には犯罪の輕重大小よりは寧ろ如何なる刑を科すれは利益を保護するに充分なるやを以て標準とすへし（第二）犯罪は犯罪者の自由の意思に基くものにあらすして犯罪者の性質及ひ其周圍の關係より生する一種の產物なり故に犯罪に對する應報として刑を定めんよりは寧ろ如何なる刑を以てせは犯罪の發生を防き得へきやを以て標準とせさる可らす（第三）故に刑の輕重大小を定めんとする場合には犯罪事實の輕重大小よりは犯罪者の性質を第一に措き之に基き刑を量定せさる可らすと云ふにあり

此二大學説は古來論爭せられたる哲學上の大問題だる實在論對觀念論及ひ必至論對自由論を基本として立論するも其終局する處の結果を略言すれば國家應報主義は犯罪の結果を第一に置き犯罪人の性質を第二に置くものにして國家保護刑の主義は犯罪人の性質を第一に置き犯罪の結果を第二とするに歸す前者は舊派に屬し一名正義主義と稱し後者は新派に屬し社會學派と稱す

○西航雜記（第五信）

小河生

編者曰ふ、此通信は歸航前執筆せられたるものにして同氏既に歸朝せられたる今日に於ては時機後れの憾あれとも參考すへき節少からすと認め掲載することゝしぬ

（前略）小生當地滯在の期間も鄙贈等の都合に依り豫期以上に遷引致し候得共色々取調の用務の爲め寸暇なく奔走致し居候間光陰の經過極めて迅く如何に無理算段致し候ても到底課程不了の遺憾は免かれ申す間敷くと煩悶罷在候御憲與の貴監獄紀念票及び被告人手工品は夫々專門家の向に分配致し候處何れも好評を以て歡迎せられ忽ち品切れと相成候に付き其後の要求の向へは配與不相叶後送を約束致し候分も御座候間歸京後或は再び御無心願出可申若し何程にても豫め御準備なし置き被下候はゝ本懷の至りに候、協會よりクローネ家及び獨逸監獄協會々長エングルベルヒ氏へ寄贈の品々何れも滯りなく相屆け非常の滿足と感謝を以て我が協會の厚情を諒受せられ申候故ゼーバッハ氏の母堂の居所、先便にも一寸申上置候通り其後も油斷なく心當りの向、諸方穿鑿致し候得共今以て分明致し不申、協會よりの寄贈品相屆け候譯にも相運ひ兼ね困却罷在候今日の所にては母氏の生死さへ相確め兼ね居り候へども稍々確なる筋より聞き込み候處に依れは生死何れにしても同家は既に數年

前伯林を引き拂はれたるやの趣に御座候、五年前曾遊の際色々少からざる懇情を蒙むり且つ我が帝國政府の高等勳章をさへ拜受致し居られたる當時の司法省監獄局長ウエルネル氏も一昨年秋の頃、遠逝相成り候事實は既に我が協會雜誌の上にて御承知可有之小生は其當時屢々同家に出入して親密なる私交上の關係も有之候へしに因み當地着後早速未亡人を訪問候はゞやと存候處是れ亦た殆んど行衛不明に有之當局の後繼者に就て之を聽くも多分、瑞西邊にでも引拂はれ候はん位のことにて要領を得ず、名門一家の前途、斯くの如く漠然の內に人の記臆より消失せしめられ候こと我々日本人の眼には甚だ奇怪に相映じ候義に御座候、クローネ家は家運益々隆盛、令息は最早判事の本官に昇進せられ伯林區裁判所に在勤、聲名あり、令嬢三人、長女は皇太子殿下の侍講なる神學博士某氏に嫁かれ年齒十二の一男兒あり、翁の爲めには最愛唯一の令孫たり、次三女とも尙ほ家にあり、次なる令嬢は年齒既に三十に近かし、母堂を助けて家政に專らなるの傍ら翁の主宰にかゝる孤兒院の事務を兼掌せらる、英佛の兩語に通じ殊に文學は其長所とする所なり、能く翁夫婦の氣質を稟け極めて謙德に富み慈心に厚く其內環的にして孝養に專らなること我が日本婦人にも稀れに見る所の淑女なり、「何も不足は無いが唯だ年頃の娘の未だ嫁せざるあるが心掛りなり」とは日本人の能く口にする所にして玉の如き翁の一家にも或は此嘆あるを免かれざるなきやと思ひの外、婚嫁の事、殆んと毫も意に介せざるもの、如く、親も强いざれば子も亦た敢て求めず、一家團欒の天惠を樂むの眞情は誠に人をして健美の感を禁ずる能はざらしむるものあり、末女は今正に二九の妙齡にあり、高等女學の學業を終へ今日尙ほ補習科の研究に專らなり、嬢が時々豚兒淸雄に通信せらるゝ所のもの常に流麗優美なる英文を以てす、日本男兒大に奮發する所なかるべからず、貴監獄新築紀念票は夙にクローネ翁の手許に到達致し居り兎に角、都々に新式監獄の竣工を告げたる快事に對して深く同慶の誠意を表せられ申候尙は段々內的構造の設計に就て說明を求められ候間詳細、有體に內幕の實況を開陳候處色々懇ろに利害の所を指敎せられ候中に殊に雜居房の構造に關し「先年あれほど口を酸くして熱心に忠告したる所あるに拘はらず尙ほ再び失策を繰り返へしたること遺憾の至りなり」と痛く叱られ申候こと餘の義に非ず、既に其節も屢ば御紹介致し候通り翁の雜居房の構造に關する意見としては三人五人乃至七人九人と云ふが如き分類的小雜房を建設する代ばりに寧ろ十數人若くは數十人を收容するに足るべき簡單なる各囚の寢處を區劃したる大監房を設け看守者をして間斷なく常に房內を巡視せしむるの仕組みたらしめざるべからずと云ふに有之三人でも五人でも苟くも不十分なる監視の下に一室內に雜居せしむるに於ては如何に分類に愼密の注意を加ふる所ありとは言へ所謂十人十色、如何なる場合にも甲と乙と同一の面貌、同一の性情を有する人間を見出だし能はざるべきが故に分類主義に基く罪惡の傳播を防ぐの理想は到底之を實行し得べきに非ず、完全に罪惡の傳播を防ぐの道、唯分房組織に依るの一あるのみ、若し分房に依る能はずとなれば切めては人の力即ち間斷なき看守者の眼の下に彼れ囚人をば相交該接觸する能はざるの境遇に拘禁せざるべからず、比較的有効の手段—姑息ながらも—として巡回線路の急地を有する大雜居房を設くべしとは即ち之れが爲めなり、閉鎖（例令ひ視察孔の設けあるにもせよ）せる分類的小雜居は監獄改良時代以前に於ける秩序なき亂雜なる大雜居制と比して罪惡傳播の弊の上に殆んど五十歩百歩の相違あるに過ぎず、徒らに建築に要する多額の經費は偶ま素人眼を眩惑する外形的美觀を贏け得るの外、何ものもなし云々苦言、須らく他山の石として將來大に吾人の研究を要するものありと被存候尙ほ色々申上げ度きこと有之候得共執筆の餘暇甚だ乏しく今便は是れにて擱筆仕候時下向寒御自愛專要に存候貴監及び市谷僚友各位へも宜しく御致聲願上候拜具

伯林にて　小河生

藤澤典獄殿　貴下

救護事業

○ウヰリヤムブース大將の人格と其事業

（山室軍平君談話要領）

私は監獄の問題に付て全くの門外漢で知る所がないので厶います、唯從事して居る仕事の性質から不完全ながら小さい出獄人救濟所が設けてあり、又婦人救濟所の方にもポツ〳〵出獄者が參るやうなこともございます、當年からして漸く事業も緒に着き新たに雇人の口を入始めまして、本所の花町に本貸宿を始める積りで、多分二三箇月内に横濱にも本貸宿と口入屋を設けることになつて居ります、それや是やで出獄者或は監獄へでも這入るやうな人に度々出會ひます、今一つは自分の從事して居る印刷の方から監獄に這入つて居る人々に友を得ることが多い、一週間に一人位は必ず何處からか知らぬ新しい人から手紙で助けを求めて來る、どうか益々其道に從事なさつて居られる方々の敎を受けたいと思つて居ります、今日申すことに付ては色々考へました末に唯今世界中の人々が少くとも一個の老偉人と認めて居る救世軍の創設者たるウヰリヤムブースと云ふ人を御紹介申したならば、同し人道に盡すと云ふ點から或は御參考にならうかと存じて、此偉人に就て少しく申上げやうと極めました、昨年の暮新聞でも御覽のこと、思ひますが、英國の倫敦に於てブース大將が世界中の弱き扶なき人々を助ける上に非常に功勞ある人と認められて「キルトホーム」で自由市民權を與へることになりまして、其節チャンバーレンが演說を致しました中に、倫敦の市は今日に至るまで陸海軍々人なり政治家なりに色々の獨占權或は自由市民權を差上げたことはあるが、人道の爲め働いた人々では近くはジョンハワードとエリサベスフライ、次には此度のウヰリヤムブースである、今日までは重に軍人などに市の榮譽を與へて居つたが、今日は仁人義士に此榮譽を授けることの出來ることを喜ぶと云ふて演說をされましたが、年を經ましたならば是は救世軍の者のみならず總ての人からあの人の功勞が認められる時が來ると信じます、時間を省く爲に出來得る丈要領を摘んで申上げやうと思ひます、第一にブース大將は何をする人か、第二に其性格は如何の二つに分けて少し許申上げやうと思ひます。先づ第一にブース大將とは如何なる人かと云ふ問を出して試に之に答へますれば。第一にブース大將は救世軍の創立者であると答へなければなりませぬ、今から四十年前にメソジスト派の傳道者なるウヰリヤムブースが諸方遍歷して演劇場の前に立つて說敎をし或は又酒屋の近傍に於て說敎をして爲に其街の人心を奮起せしめて遂には觀劇者はなくなり酒屋は閉店する者が續々起つたも云ふ程の感化力をも現はした、それが今より四十年前に東倫敦の貧乏人の巢窟に這入つて「フレンドハー」の墓場の中に立つて大道演說をして人心を改めしむるやうに導いて居つた、或晩ウヰリヤムブースが家に歸る途中夜も餘ほど更けて或街の角にある大きな居酒屋に參りますると、中に充斯の光煌々として居る、內を見ると澤山の勞働者が集つて晝間儲けた金を費して飮んで狂つて居るのを見て、忽ち胸中に考へたは、今基督信者は外國傳道異鄉傳道と云つて居るが、倫敦の市中に居る此貧民の有樣はどうである、之を救ふ爲に力を盡さなければならぬと云ふことを强く感じて家に歸りて有名なるブース夫人に其事を語りますると、折角今まで得た地位を捨てゝどうして生活が出來るか分らぬ貧民の一人になると云ふのでありまするから餘ほどの問題でありまする、併ながらどちらも惱つた夫婦のことでありますから、宜しうございます、どうかあなたに天から授けられた使命と思へば私の覺悟は定つて居りますと云つて、何れから一錢の金が來ると云ふ目途もないが其時からブース夫婦は此貧民を救ふと云ふことに決心して働いて其仕事が盛んになつて遂に東倫敦以外にまで及びまして、それは初めは東倫敦傳道會と云つて居りましたがそれを改めて基督傳道會と稱ふるやうになり明治十年頃又改めて救世軍と名乘り今日では世界中の五十箇所に其旗を飜す働をするやうになつたのであります、其意味からブース大將は救世軍

の創立者であります。

第二にブース大將は申すまでもなく救世軍の總督でございます、勿論最初から大將の胸中には世界に向つて大きな事業をしやうと云ふことは更になかつたのであります、想出すは佐久間象山が二十にして自分の身に關はつた事を爲し三十にして一般の人に關はつた事をし、四十にして日本全般に關はる事をし、五十にして世界に關はる事をしたいものであると申されましたがブース大將の生涯もそれと似たものと思ふ、初めの内は唯東倫敦あるを知るのみであつたが段々と發達して世界中の責任を感ずるに至つたものであると思ひます、而して今日ブース大將は其事業を始めて四十年の今日既に一萬五千人の部下が世界中に働をして居るのである。

第三にブース大將は卑近の人である、前申すやうに東倫敦の貧乏人の中に飛込んで之を救はうと云ふ感念を起して最初の計畫は說敎一方で人の心を感化すれば境遇は自から改まる、是がブース大將の始終一貫して居る大主義であります、併ながら好まぬ、殆と全く云ふ所はない、人を根本的に救ふにはどうしても精神を感化しなければならぬ、さうして是は其信ずる宗敎の力に依らねばならぬ、根本的に心の感化をすると同時に肉體上の誤りを持つて居るからそれに對する應急の處置がなくてはならぬ、卑近なる社會事業と根本的の傳道事業と兩方から煎詰めて行つて人を救はうと云ふのがブース大將の主義であります、其中間の細かい事は暫く其人に任せて置かうと云ふが平生の態度であります、唯今ブース大將の營んで居る育兒院が凡そ四十許、墮落婦人を引取つて救濟する所が百二十四五箇所、出獄人救濟所が十六七箇所でございます、又安料理店安泊宿が百七十餘箇所、口入所が二十五六箇所、授産場が五十七八箇所、農業部が十三四箇所で、其中には二千何百町歩と云ふ大きい所もございます、又裏店に出張所が設けてあつて貧民窟は始終婦人が廻つて色々の助をして居る、產婆も看護もしてやる、さう云ふ種類を合せて丁度六百五六十箇所の慈善事業部が整つて居ります、最近では此春塞さに向つて殊に倫敦では非常に職に離れた人が澤山出來まして口入所へ來る者が澤山ありまして內地丈では悉く業に就かせることが出來ないので此の六月三艘の大きな蒸汽船に救世軍の大きな旗を建て之に凡そ千人の出獄者を乘せて加奈陀にやる手筈になつて居りますが此海外移住に依て失業者を救ふことは此頃殊に發展して參りました事業であります、ブース大將が此點に付て申しました言葉に彼の馬車馬を見よ、決して多きを求めない、馬車馬はエライ立派の生活をして居るものではないが少くとも爲すべきの職業があり食ふべきの食物もある、又宿すべきの宿もある、然るに人類の中に此三つのものを備ふることが出來ないで路頭に迷ふて居る人があるではないか、せめては總ての人をして皆馬車馬以上の相當の生活を爲さしめやうと云ふのがブース大將の社會事業に對する要求であります。

第四に彼は大いなる說敎者であります、と申して衆生濟度の說敎者と云ふ意味で聖書の講釋をする人と云ふ意味ではない、それは事業である、人の心を改良する事業であります、演壇の上に立つて基督敎會なり慈善敎會に來る者の身の上を尋ねると其中の二割五分は何等かの身體上の手傳をしてやらなければならぬ、或人は食に飢へ或人は惡者の誘惑に纏はれ種々の事情が伴ふので說敎一方ではトテモ此問題を解決することが出來ない譯になつた、そこで初めの内は小さな家で墮落婦人を引取つて感化するとか或は貧民窟を訪問して救助することをやつて居つたがそれが必要に迫られて外の事業と同樣に段々發達して丁度日本の明治二十三年の頃でありますが、有名なる著述でございます、暗黑の英國及び其救濟法と云ふ書物を出版致しました、それに依て大仕掛に人を失敗の上から救濟すると云ふ所謂社會事業の制度を立てるやうになつて參つたのであります、それに付て一言申上げて置くがよいかと思ひますが、ブース大將の考はそこにあるのであります、唯議論を色々唱へることは其心掛とは云はれないのでありまして、どこまでも貧民街の墮落者の中に這入つて之を救はうと致しますが、例へば今の社會主義の人々が申すやうに社會制度の上には餘り喙を容れることは

話をするは話す爲に話をするのではない迷ふて居る人の心を正しき道に導く心を作直す爲に講釋をして居るのである、毎回ブース大將が講釋をする時には五十人百人の人が直き集つて悔改めると云ふことで、前にも申しました或街に參つて大道演說をして居れば附近の居酒屋が貸家札を張らなければならぬと云ふほどの有樣になるを見ればブース大將の說敎は此意味に於て如何に力あるかを知ることが出來ると思ひます。

第五にブース大將は又大なる著者であります、書物を著して軍隊を取纏めて參る規律を定め、それで以て世界中の軍隊の連絡を保たせまして隅々まで行屆いた働をする上に非常な力量を現はして居るのであります。

最後に今一つ申上げればブース大將は世界の人類の恩人と云つて決して差支ないと思ひます、其初を尋ぬれば何んでもない一個の平民でありますが種々の迫害種々の困難と戰つて今日に至りましたので、亡くなりましたグラントストンの如き或はマッキンレーもルーズベルトも皆交際をして世界の人が之を尊崇して居ることを見れば非常に偉大なる人物と云はなければならぬと思ひます。

以上申上げた事を一言に申せばブース大將は如何なる人かに就て私は六つの答をした積りである、(第一)救世軍の創立者、(第二)總督である、(第三)卑近の人である、(第四)彼は大なる說敎者である、(第五)彼は大なる著者である、(第六)彼は人類の恩人である、斯う申上げたのであります。

次にブース大將は如何なる人物であるか、如何なる性格を備へた人であるかと申しますると、どうしても公平に申しまするとブース大將は基督の救を信ずること、ブース大將は普通なる宗敎の中に異常なる力を發見したものである、基督の救の中に遍ねく人類を禍の中より救出すべき大能力を見出したるものである、神は我等を惡魔と罪と疑惑と恐怖と不滿足と其他凡ての禍より救ふ大能力なりと信じ一にも救二にも救でなくてはならぬとして自ら「余は唯一の宗敎を有す、審判の座に通用すべき唯一の宗敎にして永遠の世界に承容れらるべき唯一の宗敎である。余は殉敎者の宗敎を有す、余は豫言者の宗敎を有す、而して余は又愛の宗敎を有す、何となれば神は即ち愛なるが故であると云ふて居る。

ブース大將は英國のノッチングハムと云ふ街に生れまして十五六歲に至る迄唯無頓着の一個の小年でありましたが、十六歲の時に初めて基督の敎を味ふことになりましたのであります、紀念すべき十六歲の此偉人が初めて今から後自己の爲には生きない、人の爲に生きる、愛の爲に生きる唯人に善を爲す爲にのみ生きると云ふ堅い覺悟を定め涙を以て神の前に誓つたのである、それでありますから救世軍の事業は多々あり又ブース大將のやつた事は多々ありますが、詰る所人を基督の敎に導いて天の神に導いて之に依て人の心を變化せしむるのが根本的人を救濟する所以である善に導く爲めには如何なる手段を採つてもよい形式は問はぬと云ふことが其事業の主義になつて居る、或時、二三年前亡くなりましたが南亞米利加の豪傑セシルローズが其友人に申しますのに私とブース大將とは多くの點に於て合ふけれども唯一つどうしても合はない所のあることを發見した、それは自分が『帝國主義』と云ふ時にブース大將は『救』と云ふこと是である、斯う申しました、セシルローズは帝國主義に依て世の中を經營しやうとした人でありますが、ブース大將は救に依て人類を救はうと云ふ主義であります。

第二ブース大將は靈魂を愛するの熱情に富んだ人である、嘗て言ふには

目を張つて此世を見よ、耶蘇が橄欖山よりエルサレムを瞰下し給ふたる心を以て、今の世の憐れなる有樣を見よ其饑に惱む群集を見よ、現に世界人類の五人の中の一人は、窮乏のために死ぬる割合てはないか、又幾億萬の飮酒家、道樂者、墮落婦人、名利の奴隸、博徒、各種の犯罪人及基督の救を知らす神の己に對する要求を蔑視して世を渡る人民を見よ、殊に自ら此等の人民を濟度すへき救を有する者として彼等の有樣を見よ。果して然らは我曹は更に大膽、勇猛、不屈、不撓の精神を以て彼等の救の爲めに奮闘すへき筈ではないか

大將の此勇猛なる靈魂を追求する精神に集會にも家居にも滊車にも滊船にも機會さへあれは發揮せられて居る、ブース大將は初めは商家に勤めて居りながら夕方になると貧民窟へ椅子を擔いで行つて例のノッチングハムの貧民窟で零落して居る者を救つて居つたのであります、英國の下等の女の酒飲の有樣などは日本では見ることは出來ない、墮落婦人の有樣は非常なものであります、私はブース大將が十六七歳の時に椅子を擔いて行つて演說をしたと云ふ貧民窟の實狀を見に行きまして彼處か此處かと其邊に廣場があるから何れ此邊で說敎をして居られたのであらうと見て居りました私は三人連で參りました、さうすると突然横から女の酒飲がやつて參りまして、ノッチングハムの聯隊長と今一人の顏を見て、又此所で說敎をするか、イヤ今日は說敎しに來たのではない、それならよいが說敎をするならばコッチにも申分があるぞと云つて非常に肥つた女の酒飲が突掛りて來てこちらの顏を睨んで行くと云ふ有樣で實に恐しい所があつたものだと思ひました、それから段々廻つて十六七歳のブースが友人と金を出合つて借りたと云ふ小さな家を見物に行きました、成るほどこんな小さい家かと思つて見ましたが、それは八疊間位の小さな家である、それを見て居ると後とでエライ音がするから見ると今しも二人の女が大喧嘩をやつて居る、それを近所の人々が立つて見物して居るのであります、斯う云ふ所へ世界の偉人と呼はれるブース大將が十六七歳の時から這入込んだかと思ひまして非常に感じたのであります。

斯くさう云ふ風に致してブース大將が身を捧げて働いて居る、愈々職業を擲つて傳道に從事する時になつて金がない、其時に或一人の靴屋の主人が參つて幾らあつたらば暮しが出來るかと尋ねた所がブース曰く左樣一週間に十二志もありましたならばマア麪包と「チース」を食つて凌げるでございませう、十二志では足りまい少くも二十四志なければ足りまいと云ふて、靴屋の主人が二十四志を出して呉れて、それが事業に着手する初めであります。

として過れる人々を救ふ爲に働いたのであります、そうして彼は自ら敎育した人であります、度々自身で申されますが、私は「セルフメードマン」である、學校で敎育されて出來た人間ではない、必要に迫られて出會した問題を一つ一つに解釋して行つて人の得ない經驗を得たのであると云つて居られますが、是は非常に面白く感する點であります。

第三ブース大將は、弱く助けなき者の友である、南阿の戰爭にキンベリー市が、圍を受けたるとき、のことである、其筋より市民に食物を頒つこと當りまらしむることゝなり牧師等は何れも已が敎派の人々をして便宜の爲め、各其敎會の牧師の下に集名を唱へ、其信者等を呼び集めると、最後に救世軍の士官が起ち上つて『凡て救世軍人及び何れの敎會にも緣なき者は、皆余が許に來れ』と叫んたといふことである實に彼は緣なき衆生を濟度せんために起ちたる者である、大臣代議士より鄭重なる待遇をしても有難いとは思はぬ彼は貴紳の家に宿するも態と其下女と握手し自分が徹頭徹尾屑き人民助けなき人民に屬する者であることを示すのである

第四ブース大將は克己獻身の人である、名も利も地位も健康も生命も家族も總て一切のものを棒げて救世濟民の大目的の爲めに盡す人である、マッケンジーは大將を論して『彼は麪麭とチースさへあれば足れりとして働き得る人である』と申しました彼は實に仙人の如く生活して馬車馬の如く勤勞し得る人であります

第五ブース大將は熱誠の人である、加奈太の名士アーチバルト博士は一言以て救世軍を評すべき語を求め『烈火の如く燃ゆる熱心なる基督敎』と申しました、ブース大將は熱誠に由るにあらざれば人間の奥深き心に觸るゝこと能はざる道理を熟知するものである、彼の演說中に「余が少年の時聽聞したる說敎者の中學才共に優れる者もあつたが余の靈魂に抹し難き感動を與へたる數人に就て考ふるに聖書や敎理に關する智識又は學問雄辯興味ある物語等に由つて余を動かしたるにあらすして

彼等の熱誠である」と言つて居る今日彼れに聽く幾千萬の人々が其罪惡を悔改めるのも必竟ブース大將の熱誠に動かされるのである

第六ブース大將は熱心に智識を兼ねる人である、戰場士官を戒しむる言に「最良の武器を判別する能はす、或は判別し且つ所有するも其使用の方法を知らす、訓練せられたる精兵を率ゐながら如何に之を指揮すへきかを知らす、最良の軍略を知らさるが爲めに英雄の精神を有しながら、其胸中に一死以て國に殉するの勇猛なる決意を抱きながら一切の事己れに利あるに拘はらす尚敗軍を免れさるものあり救の軍に於ても其心靈魂を救はん爲めに一切を擲つて其目的とする所に盡すにも拘らす比較的不成効に終ることありこれ戰法を知らされはなり何等かの方法を用ひて働かさるにあらす然かも「萬人救を受け眞理を悟るに至るは神の望み給ふ所」なるを忘る、者なりと、又救世軍の財政はステッドの所論の如く救世軍は毎年幾んと一千万圓の金錢を用ひて事業を營んで居る即ち二億万圓の資本を有し四分以上の利息を收め之を運轉すると同一である、之は經濟上の奇蹟である、斯の如く一面に一万五千人からの人を五十人、百人の部分けとして混雜なく統御すること一面に財政上に成効したることは統一する智識と事務的の方法に由るものと謂ふことができる

第七ブース大將は實行の人である、彼は儀文虛禮の人でない小田原評議に時を移す人でない當然爲すへしと認むる事は猛然として斷する人である、其宣言を實行せん爲めに世界を經廻り實際的眼孔を以て人類を視察するのである、實心を以て實事を行ふ人で、果斷決行の人である

第八彼は進取の氣象に富める人である、彼は其鋭き觀察と大なる記憶と卓越なる判斷を以て七十七歲の今日に至るまで絕へず人間萬般の事を研究して居る、彼は古來眞正に世を益する人は皆自ら已を造りたる人物であると信じて居る、去る年彼が女皇陛下に謁見して歸るや其當日午後の司令官會に於て講演して言ふ

新機軸を出して働け、無經驗の事を行へ、無經驗の事を斷行し得ぬ人は何等の有益なる事業をも爲し能はさるものである、余は六十年間間斷なく無經驗のことを行ふて居る、現に今朝も無經驗のことをやつて來たのである、余は始めて女皇陛下に謁見したのであるから握手だけで宜いか或は其手に接吻すへきか分らなかつた、そこで余は唯握手だけして歸つたのである云々これは一例であるが常に過去の小成に安んせすして前進する人である、救世軍の成効は新機軸、無經驗に斷行したものであると信して居る、

第九大將は戰闘者である、彼は事業のために身を献げて其反對者と戰ふのである、世の人が反對すれば之と戰ひ惡魔が反對すれば之と戰ひ敎會か反對すれば之と戰ひ宗敎家か反對すれば之と戰ひ富人と戰ひ貧民と戰ひ何物でも戰の對手を問はす反對するものと奮戰するのである彼れは言ふ「人を救ふ爲めには戰爭が必要である、歷史を見よ、モーセ」は如何なる軍と戰ふたか、エレシヤは如何、耶蘇基督は如何、使徒達は如何殉敎者は如何、改革者は如何、余は右の聖徒達が世の救の爲めに泣き戰ひ時としては其苦んだ結果がどうなるか分ら

ぬ時、喜んで一命を擲ちたる美しき精神を見る時吾が心に堪へ難き感慨を催ふすのである、と彼に取つては聖書は進軍を命する神の軍令であると感ずるのである、或時大將は汽車で旅行中、同客車内に三人の紳士が居つて、新に居酒屋を買入れ之が開業を計畫して居るらしく、店頭の裝飾、商品の買入より敗入の多寡に話が及んで來た、すると傍に聞いて居つたブース大將は卿等は未だ勘定し還したものがある、卿等の居酒屋のために、新に出來るへき失業者、飢に泣く子供、病み衰へたる妻、限りなき地獄に陷る靈魂等である』と申しました、三人は恐縮し『併し爾ふ固くるしいこと許り申して居つては食つて通ることが出來ませぬ』と辨解した、大將は嚴かに『食つて通られずは、通らぬでも宜いではないか、人が苟も善を行ふて、世の爲め人の爲め生き存へるならば格別、若し否らずして、年中他人に迷惑をかけて、唯己が目前の利益を求むることであるならば生存する効ひはどこにある』とやつた人道の戰士、神軍の勇將である

第十ブース大將は勤勞の使徒であると呼はる、人

である、彼は疲勞を知らぬ人である或時彼が新に一人の秘書官を抱へると故ブース夫人は戲れに秘書官に向ひ『妾が夫は既に今日までに數人の秘書官を殺し又半殺しにした人であるから卿は斯る憂目に遭はす事務に働き得ることを望む』と言ふたことがある是は大將が不斷の勤勞に秘書官が根氣負けして屈托すると云ふ意味である、去年彼が第一回の自働者合戰を終へ倫敦に歸るや其日彼は特別演習を行ひつゝある五百の候補生に電報を發して『控へ目に食へ、强く働け、聖く生きよ、勇しく戰へ、予は此等の事を實行して自働車合戰を終へ、身體健康、精神快活、將來の希望に滿ちつゝ、體量を增して歸り來れり』と言ふた實に勤勞を樂む人である

ブース大將の人格は右の如くである、私は薄識で且つ多くの時間がないから充分に彼の人物を表示することは出來ぬのを深く遺憾とするのであるが先づ其事業の概要と人格は右の如くである

雜　錄

○西南見聞錄（四）

香川生

熊本から鹿兒島へ指して出立した、鹿兒島へ行くには交通不便汽車汽船の直航がないから八代まで汽車、米ノ津まで汽船米ノ津からは乘合馬車でシヨボ〳〵雨とソヨ〳〵風に吹かれつゝ進んだ、道路は惡るいと聞いて居つたが意外に宜い、併し雨が降るので埃は立たぬ代り多少道路の泥濘は免れぬ、交通不便ではあるが汽車汽船の通せぬ許りで人車馬車の往來に差閊へぬのみならず新道は實に美事に出來て山と山の中間の路ですら兩側に小溝があつて山から落ちる水と道路に溢れる水を流すので乾きが早い、夫から山の中腹を堀貫いて石築きに隧道が出來て居る抔なか〳〵人手と經費が要かつたであらうと思はれた、景色の善い所謂山水明媚の處もあつた、が前話す通り雨と風があるので馬車の周邊布呂をかけてあるので緩々と瞳を凝らして觀ることが出來ぬ、それでも空しく過ぎるに忍びず、時々隙間から窺ひた位であつた、概して山には岩石が多いが、途すがら或山では栗石の形狀を有つて居る石竇ろ稜角のない岩と云ふ方が適當であろうと思ふ石が山腹にころ〳〵散在するのを見て他で見得さりしものであると奇妙に感じた、唯齒痒く感じたのは馬車の遲鈍なることです、少し勾配のある處に到ると御者も馬丁もゆる〳〵と歩るきながら煙草を吸ひ、巫戲て居る、馬の進むに任せる加之三臺四臺と續くのであるから前驅の馬車に故障があれば共に進行を止める、中休みがある僅かに十一二里の道程を八時間もかゝる、私は之を牛步的馬車と命した、事務官は蛙馬車と命名せられたのでも大抵御推察がつくであろう、其上に御者馬丁の不親切なること言語同斷である、こんな道中記は云ふに及ばぬことであるが縣當局殊に警察當局の注意を請ふのである、其夜九時過に川內へ泊つて、翌日早朝前日通りの旅行を續けた、雨は降らぬが風が强くて砂塵を捲いて顏を打つ、これには閉口イヤ覆面であつた、鹿兒島へ着いたのは午後四時

翌日から監獄に就て事務上の御話を承はつた、監獄は新築で八分通竣工して居つた其經費坪數設計の大要は前號に詳細載せてあるから御承知であらう、私が監獄のことに短評を試みるのは不適當であるが唯一言、鹿兒島監獄は建築中で諸事不整理に陷り易い時代であるにも拘らず、比較的に常務は整頓して居ること典獄以下吏員の眞面目に些の飾りなく勉勵せらるゝこと且つ誰れでも腹藏なく自己の意見を述へて他の意見を聽くことに汲々とせられたるには敬服した、同時に些の短處と認めたのは或事務上のことを糺すと、主任以外の人は誰れも知らぬと云ふ有樣に見へる、これは知つて殊更に主任に答辨を讓るのか知れぬが、其爲めには一考を願ひたいと思ふ、序に此處で述へるが曾て聞いたのに鹿兒島人は長官に戴けば、下僚の爲めには最宜い、何故かなれば既に主任に委した事に就ては上官と雖も容喙せぬと云ふことである、これは下僚が能く事を處理する人物なれば口喧し

く小言を聞かぬら、事を爲し易いと云ふ意味であろう、其事を或人に話したところが或人は曰ふ、鹿兒島人は人を信用し過きる弊があると、之に依て觀ると曾て聞いて居る長官として戴くには宜いと云ふ事と一致すると思ふのであります、由來鹿兒島人は重箱の隅を楊枝でつゝくようの事はせぬ極めて鷹揚である、が一得一失である寧監獄事業の如き複雜な事業には干渉し過きる位に眼と耳、手と足を働かせる方が宜いと思ふのであります、併し重箱楊枝的の遣方を望む譯ではないのであります

鹿兒島は名に負ふ西南戰爭の發源地で又終焉地であるから舊城本丸附近の邸宅石垣抔には、紀念すへき彈痕が澤山ある、福崎看守長は桐野利秋さんの膝下に往來して愛顧を受けられた趣で十六歲の時に軍に從つて奮戰せられたとのこと右の手頸に銃丸の貫通創が印せられてある、軍敗れて南洲翁以下の諸將と共に最期を遂ける積りであつたが、桐野さんは諫めて、自分の子供（當時十五歲）も遁れたから汝も遁れよと嚴しく言渡された、福崎君は再三固辭したけれども再三勸められたので遂に遁れたとのことで、私は二三僚友と同君の案内を得て南軍の屯した場所及城山間道の南洲翁終焉の地と翁以下の墳墓を拜して當時の狀況を偲ひましたのです、現に福崎君は南洲翁が城山から輿で下る所を銃丸で擊たれ自刃したのを目睹し又葬つたのも親たとのことであります、今をさる十年前老西鄉は魯西亞に遁れて生存らへて居る近々日本へ歸へる抔と噂したことがあつたが、思へは無益な詮議をしたものである、翁の終焉地たる岩崎谷には明治三十二年九月有志相謀て大なる一基の石碑を建てた其碑文に曰く

丁丑ノ役交戰數月薩軍日州長井村ノ重圍ヲ破リ連戰數回鹿兒島ニ歸リテ城山ニ據ル時ニ九月一日ナリ官軍從テ之ヲ圍ム數匝是ヨリ復劇戰虛日ナシ同二十四日未明官軍衆ヲ悉クシテ薄ル翁既ニ決スル所アリ諸士ヲ率ヒテ山ヲ下ル彈丸雨下半ハ途ニ殪ル翁遂ニ岩崎口ノ砲壘ヲ擁シテ自刃ス年五十一桐野利秋村田新八桂久武池上貞固別府晉長邊見十郎太其他悉ク之ニ倣フ今此碑ノ立所是其終焉ノ地タリ此舊跡ヲシテ湮滅セシムルニ忍ヒンヤ是ニ於テ有志相謀リ石碑ヲ建テ以テ永ク紀念トナス

明治の功臣維新の英雄をして玆に至らしめたのは遺憾千萬であるが十年前の日清戰爭、今回の日露戰爭が百戰百勝其結果は清國に於て韓國に於て現實されつゝあり又其戰捷の名譽を荷ふた樞要の地位にある人士は多くは往年翁の薰陶せられた人であるを見れば地下の翁は笑を含んで居らるゝであらう、それから島津邸をも拜觀したが其庭園の結構に依て推測すれば唯島津公は極めて質素で氣は字內を呑む的御方であらうと感した、但し當否は保證の限りにあらずです、次に僧月照師の墳墓の地を觀る筈であつたが果さなかつたのは遺憾であります、

鹿兒島の地に抵ると何となく物寂さを感して言語から風采から何處となく英雄勃起の地であると思はれる『肥後の加藤が見えたなら丸に藥のご馳走待たうよそれで多羅ねば首刀なのひきでものの』と云ふ兵兒の歌もあつて昔から武道を習練する有樣が想像される、賴山陽先生の衣至骭袖至腕……の詩も之れから出たものである、然し山陽先生の北客能來何以酬と云ふのは肥後の加藤を意味したのではなくして暗に魯西亞の來寇を諷したのであるとのことです、畢竟其當時魯國の軍艦が北海を騷したから山陽先生の激して作つたものである

○冷水浴と齒牙の保健に就て

富山監獄醫　皆川彌五郎

一　冷水灌漑浴の奬勵

木那監獄學の泰斗小川先生の唱導により監獄衞生事業に注目する事となりしは更に昭代の美事なり夫れ一定原因の爲めに一時の刑罰に處せられたる者をして在監中及放免後に於て入監の爲めに其健康の障害を蒙むらざる程度に保護する事は國家の一大義務にして之れ實に其罪を惡て其人を惡まざるの主義に出てたる者ならん

從來監房衣服其他一般の淸潔法人員の制限役業の種類就役時間の長短食糧即ち滋養原質含有量の多少等に意を注ぎたれども未だ全く監獄病を消滅す

る事能はす在監人の死亡率を自由人民の死亡率と同一ならしむる事能はざるは抑も獄舍建築の基礎材料建築式監房の大小換氣の良否採光導水其他戒護上經費上等萬般の支障的有害作用に關連する事明かなりと雖とも此等は言ふべくして行ひ難き事に屬するを以て余は在監人の健康保持の一端として及ひ傳染的疾病の豫防として冷水灌漑浴を施行せられん事を望て止まざるなり

本邦に於ては全身浴は即ち衆人の混合浴なるを以て直接に間接に疾病傳染の機會となり其危險多き事は識者の認むる所ん や本監の如く被告人入浴後同一浴場に囚人を入浴せしむるか如きに至ては其危險愈々大なりとすれども灌漑浴に在ては疾病傳染の憂ひなし

人類健康保存の爲めに特別の保護を要する者は諸機關中第一に皮膚なりとす夫れ皮膚を健全に保護せんとするには專ら水を一定溫度內に於て適當に使用するに在り之を沐浴と云ふ入浴の作用は普に皮膚の生理的官能を營爲するに障害となり異物の沈着を除去して體表を清潔となすのみならず溫の放散を催進し皮膚に有害なる作用就中溫度變換に對して不感受性とならしむると同時に鍊體作用となりて物質交換を催進し外來の有害作用に對せる抗抵力を強盛ならしめ一定の場合に於て衣服の作用を缺乏する事あるも適當の溫量を中心部より末梢部に輸通せしめ得可き機能を人爲的に構成して體溫の調節を計るに在り吾人を圍繞せる大氣の溫度に非常なる差異あるも體溫は之が爲に左右せらるることなくして健在し得るは衣服に依て溫度變動に適應して調節せらるゝが故なり而して普通人は氣溫變動に對し自在に直に衣服を增減して以て體溫を調節し得れとも在監人に在ては氣溫變化に際し一令の許嘯嗟の間に增衣する事は至難に屬す何となれば衞生當局者に於て其必要ありと認め年齡男女、役業及平素の健康狀態を斟酌して上申し其主宰者の認可を受け實行を見る迄には幾多の時間を費し遂に其機を過して感冒性疾患を發せしむるは何れの監獄と雖とも有り得べき事實なるを以て平素冷水灌漑浴を採らしめ氣溫變動に對し不感受性の素因を作らしめば在監人の健康度を增進して疾病豫防の一因たらしむるを得ん

監獄則施行細則第六十六條に規定しあるは單に清潔を保たしむるの定度にして眞に皮膚を健康に保護せしむるの主旨にあらざるが如し其經費を省き健康を保持せしむ可きには各囚人に夏期は冷水灌漑二十度乃至二十八度の水冬期は微溫灌漑二十八度乃至三十五度の水を使用せしむるに在り

冷水灌漑は（多少斯界學者其說を異にするものありと雖も）實際上に於ては神心を鼓舞爽快ならしめ血行及び消化を催進し（心肥大等の杞憂なく）皮膚の抗抵力を增加すると同時に所謂修心浴にして心理的此習慣は各人の忍耐力養成となり紀律勵行となり以て囚人固有の轉錯たる精神機能及頑固の惡癖を矯正し得へく之に因て遷善悔悟の情緒を開かしむるの利ある者と信するが故に茲に當局者に披陳す

老齡者衰弱者病者特に心及肺疾患ある者は監獄醫の診定意見に依り普通溫浴を取らしむること勿論なり

二　在監人に齒磨刷毛を使用せしむべし

齒牙の疾病は多數人の患ふる所にして近時學者の說に依れば口內の細菌五十種以上に達し齒牙の疾病及口腔內の不潔は消化機病に重大なる關係ある事を注目せられたるのみならず口腔は多數細菌の侵入門にして從て諸種の疾患を招來するは免れざる事實なるを以て就中齒牙疾病と結核との密接關係を說く今日に在ては口腔衞生法を講ずるは焦眉の一大急務なりと信す在監人は朝起少量の食鹽を指先に附けて僅に齒牙を摩するに過ぎさるの狀態なるが故に其齲齒の多き事は實に驚くべき多數にして現に當由監獄に於る調査に依れば四八、八%を示せり而して囚人の多くは實に嫌忌すべき名狀すべからざる一種固有の口臭を放つ之れ口內の不潔又は齲齒に因する細菌的醱酵腐敗臭にして各監獄にも關係を有すと雖とも或る場合には全く原因不明の急性腸胃加多屢頻發す之れ恐く口腔衞生法の完備せざる爲め細菌的腐敗物を食物と共に嚥下するより惹起する者なる事は明かなりとす故に當局者は衞生法に倒比例する經費檢束抔の文字

に藉口せず相當方法を設け齒磨刷毛を在監人に使用せしめ以て健康保全の道を講じ衛生當事者の意見を容るゝに吝ならざらん事を希望す

○兒童教育の缺陷

兒童の發達は家庭に大關係あるは既に明かなる事實にして之れを少年囚徒の感化院等に觀るも其消息を窺ふに足るものあり殊に兩親なきもの繼母に育てられたるものに惡感化を受け居るもの最も多し今某教育家が更に幼童より尋常中學高等女學校三年生位までの處に就て教育的に研究したる結果に據れば左の如き關係を得たりと

善的傾向と成り易き事情

▲親の職業　學校教師▲父母との關係（一）父母共生存して共に生活するもの（二）父無きも母有るもの▲兒童を世話するもの父母、父或は母▲性質　善良のもの

惡的傾向と成り易き事情

▲親の職業　軍人、醫師、技機商人、會社員、請負業▲父母との關係（一）兩親無きもの（二）母なきもの（三）實母なく比較的若き繼母に育てらるゝもの（四）他家に寄食せしもの（五）父母ありとも常に出勝なるもの▲兒童を世話するもの（一）兒童を教育するに威嚴なき執事或は書生に托して父母の關係せざるもの（二）殊に母が教育を願さるもの▲性質　不良なるもの

斯くの如き現狀を見るも畢竟するに父たる人の兒童教育に注意する暇なく母なる人が餘りに愛を過ぎるのみにて教育思想に缺乏するに因るならんと云ふ

○東京警監學校

清國の警察官及監獄吏の養成は袁世凱氏よりの依頼に依り警視廳に於て自から適當の教授を爲し來りたるが今回清國公使との協議の上下谷區谷中眞島町一番地に東京警監學校を設立し警視廳に在りし固養成所を全部茲に移し關清英氏其總理となり數十名の博士學士を聘し授業を開始せりと云ふ

○特典出獄者行狀審査報告に就て

特典出獄者の出獄後に於ける成績の調査は治獄上必須の資料にして就中多數なる假出獄の如きは三十七年之れが範圍擴張以來其成績の如何に依りて將來の參酌に少なからぬ影響を來すを以て本省に於ては詳細に行狀調査の結果を知るの必要あり然るに各監獄より提出せる報告事項は精粗甚だ區々にして稀に詳密の記入を爲し出獄者との聯絡訪問の方法通信の種類乃至家屬の員數職業の盛衰等本人一切の消息を明悉せるあり或は單に行狀善良職業勉勵生活普通艱關親睦と殆んど形式的に記入しありて十人同筆極て無味乾燥のものあり斯ては內容に至りても監獄に於ける行狀調査は保護の目的に出つるにあらすして報告の爲に調査するにはあらさるやの感なきを得す畢竟右報告の方法をして數字的統計に依らす原本其儘を謄寫するの必要ある所以のものは各個人每に其狀態を詳悉せんと欲するに外ならす故に行狀審査簿には可成詳細に參考事項を記入し少なくも左の例示位には之を區分し一見簡明に要點を摘記し而して之を謄寫報告せられたきものなり

行狀良否

一行狀極て善良にして大に前非悔悟眞に改悛の狀あり　今や再犯の虞なきを認む

一行狀善良なれ共他人の非難を受け又は最も謹愼を表す

一普通の行狀を保ち謹愼を表せり

一「行狀不良の聞へあり」不良の徒と交際出入するの聞へあり」

職業ノ種類勉否

一家園と共に某業に從事し專心勉勵一日凡何錢の收得あり

一出監の後某業者の雇人となり勉勵す

一某業に勉勵するも衰弱の爲め收入甚少し

一出監後某業に勉勵し居りしも近來意慢の傾あり

生活ノ狀況

一別に財產なしと雖も收入の賃錢により　生活に不足なきのみならず每月多少の貯金を爲す

一父母妻子あるも職業に勉勵するを以て生活に困難を見ず

一身體病弱の爲め勞働充分ならず親屬の救助を受け居れり

一職業に勉勵するも家屬多き爲め生活に困難す

親屬間ノ親否

一家屬は五名にして最も親睦毫も不和の聞へなし其他の親屬亦同し

一家屬何名にして家庭圓滿其他親屬間親密なり

一本人行狀不良の爲め親屬間不和の傾あり

備考　本人は何監獄出監者なり（他監獄の出監者なるとき）何年月日普通監視滿期

何年月日典獄教誨師に向け在監中の感謝狀を送る○何年月日通信教誨を加ふ　○何年月日教誨師訪問せしに謹愼勉勵し警て再犯に陷らざるを陳述せり　○典獄に向け年賀狀を送る○教誨師に向け一家親睦職業勉勵を報す　○警察調査に依り近

來行狀不良の聞へあるを以て何年月日通信敎誨を加ふ　○警察調査に依り職業怠慢の傾あるを以て　年月日通信敎誨を加へしに　適當の職業なきに困難せる旨回報し來るを以て何處何業に紹介を與へ雇人となり勉勵せり　○本人は再犯の慮なきものと認め　監視假免の件當局者に交渉せしに何年月日假免せられたり　○本人は行狀最善良と認め何年月日監視假免の件當局者に交渉せり

附言大分監獄より報告せられたる審査簿の謄本は記事綿密にして且要領を得出獄者の保護に最も注意せらるゝの形跡を認む

○判決確定圖指揮書なきものの取扱方の件に就て

審問中不拘束者の判決確定したるものに對し逮捕狀を執行し監獄に引致し來りたる場合は直に刑の執行を爲すべきものなれども檢事の刑執行指揮書を發せさる間は勾留刑事被告人と見做し拘置監に敬禁差支なきやと德島監獄典獄の問合に對し監獄民刑兩局長より刑事被告人に準し取扱はれ可然旨回答せられたりと云ふ

監獄協會記事

客月二十八日例に依り茶話會を開き隨談漫くか如く近來になき盛會にして午後一時より講演に移り第一席吉野德市君監獄の目的に就て第二席西元龍拳君囚徒處遇に就て、第三席山室軍平君歐洲近時の救護事業に就て講演あり散會したるは午後五時三十分なりき、同日小河監獄事務官の萬國監獄會議の經過并に歐洲監獄事情の講演ある筈なりしに時刻移りたるがため遂に其事なかりしは來會者一同の憾とする所なりし來會氏名左の如し

高谷嘉太郎　肥後　益主　山崎小五郎　小澤千代藏
清水　豊華　坂井　冽　君塚庄次郎　山田虎一郎
門田與四郎　三村　末彦　沼波　政憲　西元　龍拳
辻　明本　羽石　鶴松　中谷　一夫　多田善太郎
吉川　德藏　三星　庚吉　窪川　兵次　永井　雄松
奥井　太郎　河原友次郎　原口淺太郎　平井　寧吉
須川　留吉　三毛猪馬介　丸山　信之　西村嗣治郎
三浦　平三　青木七太郎　石島　輿　米谷留太郎
味田村鈴彦　長友勝次郎　原　善應　外山　義彦
齋藤　平作　德江鼈太郎　井澤　榮貞　黒田源太郎
大塚安太郎　鈴木　直義　市車内藏吉　北村　定吉
渡邊久太郎　吉田省三郎　工藤榮次郎　引野長司郎
兩角平八郎　河野睦二郎　栗原權左工門　大津　隆岳
下山田久治　齋藤　長藏　蓮見周太郎　三上　哲丸
大原　公平　山田　文吉　東出　憲正　川崎　米吉
佐藤　謙治　大室　金八　山本千代楠　逸見結之助
小林益之助　土屋　直文　印南於菟吉　園　檜一
宮永　實文　鎌田　眞平　香川又二郎　島田　榮造
吉川　一江　佐藤　省吾　古矢　嘉介　向島鐵之助
眞木　喬　藤澤　正啓　千頭　正澄　豐野　胤珍
早崎　春香　有馬四郎助　原　胤昭　留岡　幸助
小河滋次郎　近角　常觀　高橋　勇吉　山室　軍平
關田　利作　磯村　政富

前回に於ける「敎誨を有効ならしむる方法如何」に就て留岡佐々木兩君の發表せられたる意見の大要を左に摘錄し併せて「敎誨時報」に揭載せる琴川清水兩君の所論を轉載す

留岡幸助君

西洋各國でも大分此監獄敎誨論に付ては議論ありて、或監獄では宗敎を從とし道德を主とせざるべからずとするもの、大體に於て宗敎的たらざるべからずとするもの、亞米利加のコンコルドの感化監獄の如きは、非常に此宗敎に據らざるべからずとし同監敎誨師ヲ井リヤムバットと云ふ七十歲かもの人は宗敎でなくてはいけないと云ふ論を立つて居る、他に面影を異にした米國の監獄は、彼のプロツクエーの立てたエルマイラの監獄では監獄の敎誨は道德でやりたい、斯う云ふのでプロツクエーの典獄であつた時には監獄で敎誨師を備はずして倫理學の先生を備つて倫理をやらしていで日曜日に新敎は新敎舊敎は舊敎の人をして當らしめ全體の四人には倫理道德を敎へた、亞米利加にはさう云ふ二つの潮流がありましたが西洋各國では宗敎です、レリジョンと云ふもので敎へて居る、然れども近來コンコルト監獄一方では宗敎以外ハーフアート大學からミストルブーアと氏を招き倫理學の講義をやらせ即一方には宗敎に道德の分子を加味し又一方には倫理道義の事をやつても宗敎の事を疎かにはしないでやる、それで彼地の監獄敎誨は少數は倫理を主とし宗敎を加味し多數は宗敎を主とし加へて倫理道德を說く、

それから囚人の心的位地を高める上には監獄内に青年會、或は共勵會あり米國には此等は基督敎の運動の二大潮流である、青年會は倫敦のジヨージヤリヤムスの創設にして、到る所基督敎の社會事業として盛んに行はれる共勵會はボストン近傍の宗敎家クラークが設けて此宗敎の事を社會的の意味にして宗敎の事のみならず神の道を傳へ又倫理道德の事を說くのにである其兩事業が亞米利加の監獄には這入つて居る、それは夫れ等敎誨事業の客です、監獄敎誨としては監獄專門の敎誨師（敎誨師と云ふより監獄牧師と云ふたらよい）監獄牧師は精神上の位地を高める、それを助ける

には青年會共勵會及び日曜學校を立てゝ居る、又英吉利では此青年會共勵會の外に宗教團體がありて、信者チヨルチアーミーの施設せる宗教を社會的に向けた處の大きな社會事業の團體監獄牧師を助けて說教もすれば道德講話もし、且又出獄人も引受けて居る、其外の慈善團體も數多く監獄の內に入込んでやつて居る、斯くの如く教誨事業には重きを置くのですそれで或人は監獄教誨と戒護の事業は相關せざるものとし戒護に當る二課長と教務所長と衝突することがあつてはならぬ四人を能く治めるには教誨師の力に依たなければならぬ、餌を以てこれが最後の手段であると示しては治まらない、先以て教誨師が囚人をチヤント治め教師誨の手に合はぬ者は戒護官吏でやらなければならぬ、教誨師と戒護官吏とは同心一體で異樣な働をして居るに相違ない、監獄の作業監獄の教誨、戒護は監獄事業を完成する三位一體で實に密接して居るそれで監獄教誨は道義的にすべきか宗教的にすべきかと云ふに宗教的でやらねばならぬ、高い塀を圍らし、多くの囚人を取扱ふところの外部の設備のある所には、非常に貴い教長すべて宗教の力が瀰漫して居ないと囚人を勵まし感化し善導することは出來ぬ私が明治二十四年?北海道に監獄教誨師として行く時に私に忠告をする人があつた、監獄に行つたならば何んでも憐れな事を云ふて聞せると囚人は感化出來るから其心得で居たらよからうと云つた、赴任して日を經るに隨つて內部の模樣が分つて、それから北海道の四五の監獄及內地の監獄をも視察したが多くは妻子の窮困て居た、それで囚人は鬼の眼にも淚でポロ〳〵淚を落す、それで教誨師は自分の教誨は成功したと考へて居る、それで私は其時分此やり方はいかぬと云ふ考を持つた、憐れを催して泣かせるやうなやり方はいけない、なぜいけないかと云ふと、人の罪を犯すは意思が非常に弱くなつて居るからである、已れより外にある物、人間でも物件でもよい、其物に誘惑がある、總て宇宙は誘惑を以て滿して居る、人間が誘惑に勝つか負けるかと云ふの二つである、囚人と云ふ者は其意思が弱くなつて居るから其誘惑に勝つことが出來ない、それで負けて道德の罪人ともなれば法律の罪人ともなる、其代り感情と云ふものは非常に鋭くなつて居る、なぜならば得意の人は左程神經が立つて居らぬが失意の人間は非常に神經が立つて居る、だから貧者と富者の子供と喧嘩すると貧兒の母親が出て自分の子供が惡くても富者の子供に向つてうちが貧乏だと思つて馬鹿にするな、斯う云ふ、貧者は富者の爲めに愚弄されると常に僻んで居る、囚人が其如くで一人や二人の人に擯斥されて居るのでない、社會から擯斥されて居るのであるから、彼は社會の外にあるので神經が餘ほど鋭くなつて居る、其感情の强くなつて居る者に向つて、今頃はお前の妻子がどうして居るであらう、さぞ雨に打たれて居るであらう、さぞ雪に打たれて居るであらう、と云ふやうなことを云ふたら誰も泣く殊に囚人は感情が强いから泣く、泣いた樣子を見て監獄教誨が成功したと見るは大變な間違です、それで私が考へて是は感情の煽立つやうな事を云ふてはいかぬ、彼が感情を立てゝ來てもこちらから抑へて意思を强めることを教へなくてはならぬ、斯う考へて私も大分長い間監獄で教誨を致しました、けれども私は彼を泣かせるやうな事は云はない、それから其次には政府は一體監獄教誨に向つてはどう云ふ方針を執つたら宜からうかと云ふことです、先年巢鴨監獄教誨問題が起つた時に非常に議論があつた、私の所に本願寺派の一僧侶が再三訪れて來た、私は其人に語つて曰く、我輩が監獄事業を談するは昔からであつて監獄教誨師となる爲に初めて監獄の事を云ふたのでなく我輩が監獄の囚人を救ふと云ふ考に付て耶蘇教ばかりを以てやらうと云ふ考はない、一つの耶蘇教を傳へる爲に監獄教誨師になつたのではない、囚人を救ふ爲に監獄教誨師となつたのである、で愛に六萬の大病人が監獄の內で精神的の自殺をし居るのである、大病に罹つて居るのである、其六萬人の大病人の統計に獨逸流英吉利流亞米利加流漢法の醫者が集つて居る此四人の者が互に自家流を主張して他流を排し洋と和を論じ紛雜相讓らない、幾ら討論しても病人は快くならないから私は漢法でもよい、英吉利流でも獨逸流でも亞米利加流でもよいと思ふ、兎に角其流合を付けて病人の統計で爭ふのはどうだらうと云ふた、それと同じで監獄教誨と云ふものが佛教でやるとか耶蘇教でやるとか、或は單に勸語主義でやるとか神道でやるとか色々論もあらうが、私の考では神道でも佛教でも耶蘇教でも儒教でもよいと思ふ、兎に角囚人を熱心に救ふと云ふ誠實のある人であつたら共同が出來ると思ふ又囚人と云ふ大病人を治す爲に互に共同事業をすることの出來ぬ人ならばそれは監獄教誨に熱心の人と思へぬ、行騨りとか事情とかは我々の論を立てる所にはない一度監獄に這入ると赤裸體になつて自己の力の足らぬことを感じて居る、そこへ我々が神聖な宗教思想を佛にあれ耶蘇にあれ說く時は必ず成功すると私は思ふ、

何んでも意思の力を强くさせるやうに偉人豪傑の傳記或は道德の事或は宗教の言葉を引くとか、兎に角囚人の意思の堅固になるやうに向いて行つた、それは私は少くとも成功したと思ふ、でありますから監獄教誨に於て一番大切の事は感情を起すか意思を强めるかは考究して掛らねばならぬと思ふ、又全く感情の起らぬやうな事を云ふてもいかない、感情の起るやうな事は監獄教誨の中でやうな事を說けばあと一つ位は感情を起すやうな事を云はなくてはならぬ、さうせぬと私は囚人を損ふと思ふ、それで監獄の教誨と云ふものは即ち感化である、今の意思を强めるとか或はよい所の材料を以て話をするとか云ふことは是は方法である、それで材料にはワシントンの事績、楠正成の勤王二宮尊德翁の勤勉德行をいかぬ、少くとも教誨師其人生きた人が感化の中心にならなくてはならぬ、到底已れが身を以て囚人を率ゆることにならぬ以上は監獄教誨は全くお儀式に止まつて效果はないと思ふ、私の云ふことには從へだが、することには從つてはいかぬと云ふことを前置して說法するようでは效果はない、感化と云ふことは人間の問題である、故に教誨師は人を感化する德、力を有つて居られればならぬ、汝等多く人の師となること勿れと云ふ教誨の言葉がある、汝人を教へて自らを教へざるかと云ふやうな聖人の教がある　感化と云ふことは有る者が無い者に及ぼす所の勢力です、さう云ふ風になつて來ると、モー有りさへすれば方法は少々下手でも感化が出來る、說教は下手でも必ず效くです、

所が病人を目前に置いて枕許で議論すると云ふことは愚の極であると思ふ、釋迦と基督が交際し孔子と基督が交際して此三聖人が相談される時に於ては異論はない、けれども末派の者が寄つて居ることが出來て來て却て釋尊の精神基督孔子の面目を汚すことが出來て來ると思ふ、であります從て日本の將來の監獄教誨は宗派根生があつては到底本當に日本監獄教誨の實効を擧げることは出來ぬと思ふ、二宮尊德翁が宗派論をしたことがある、御承知の通り德川時代殊に二宮翁の居られた時代は天明七年から安政三年に至る七十年間で德川を三大時期に分けて云ふと最後の時期である、此時代に二宮翁は生れた、其時に白河樂翁公が天下の執政權を握つて臨んだ時で役人には朱子學を奉ずる者でないと出來ぬと云ふことになつて居つた、所が御承知の通り儒敎には朱子學と歐陽明とあつて非常に議論がある、同じ孔子の脩身齊家の道治國平天下を說くのであるが朱子と陽明と說方が違ふので議論が盛んになつて來て孔子の精神を打崩して仕舞ふやうなことがあつた、そこへ國學、それから勤王論と云ふものが盛になつて來た、さうすると神道の方の連中から佛敎を蛇蝎視し儒道を蛇蝎視して盛んに論を創つて爭ふたものである、又同じ佛敎の中にも入宗分立して日蓮とか眞宗とか眞言とか天臺宗とかが論を創つたものである、其時二宮尊德翁が宗派論をして居る、是をチヨット讀んでお聽かせ申したいと思ふ。

尊翁曰世の中に誠の大道は只一筋なり、神と云ひ儒といひ佛と云ひ皆同じく大道に入るべき入口の名なり、或は天臺といひ眞言といひ、法華といひ禪と云ふも、同じく入口の小路の名なり、夫何の教何の宗旨といふが如きは譬へば爰に清水あり此水にて藍を解きて染るを紺やと云ひ、此水にて紫をときて染るを紫やと云ふが如し、其元は一つの清水なり、紫屋にては我紫の妙なる事は我藍の德たる洪大無邊なり故に一度此瓶に入れば物として紺とならざるはなしと云ふが如し、夫が爲に染られたる紺や宗の人は我宗の藍より外に有難物はなしと思ひ、紫宗の者は我宗の紫ほど尊き物はなしと云に同じ、此皆所謂三界城内を窟躇して出ることあたはざる者なり、夫紫も藍も大地に打こぼす時は又元の如く紫も藍も皆脫して本然の清水に歸るなり、その如く神儒佛を初め心學性學等枚擧に暇あらざるも皆大道の入口の名なり此入口幾箇あるも至る處は必ず一の誠の道なり是を別々に道ありと思ふは迷ひなり別々なりと敎るは邪說なり譬へば富士山に登るが如し先達に依て吉田より登るあり須走より登るあり須山より登るありといへども其登る處の絕頂に至れば一つなり斯くと云て誠の道に至らず無益の枝道に引入るを是を邪敎と云誠の道に入らんとして邪說に欺れて枝道に入り又自ら迷ひし邪路に陷るもの世の中に少からず慎まずんばあるべからずそれから又同じことであるが是もナカ〳〵卓見である。

翁曰予久數考へて神道は何を道とし何に長し何に短なりと考るに皆相互に長短あり予が歎に「世の中は捨足代木の丈くらべそれこれともに長し短し」と云しは慨歎に堪へねばなり仍て今道々の專とする所を云は、神道は開國の道なり儒學は治國の道なり佛敎は治心の道なり故に予は高尙を尊ばず卑近を厭はず此三道の正味のみを取れり正味とは人界に切用なるを云切用なるを取りて切用ならぬを捨て人界無上の敎を立つ是を報德敎と云ふ戲れに名付けて神儒佛正味一粒丸と云、其効能の廣大なる事擧て數ふべからず、故に國に用れば國病癒へ家に用れば家病癒へ其外荒地多きを患る者服膺すれば開拓なり貧債多きを患る者服膺すれば返濟なり資本なきを患る者服膺すれば資本を得家なきを患る者服膺すれば家屋を得農具なきを患る者服膺すれば農具云事なし、衣笠兵大夫神儒佛三味の分量を問ふ翁曰神一七儒佛半七ヒヅヽなりと或人傍らに有り量を聞にして三味分量丸藥あらんや既に丸藥と云へば能混和して更に何物とも分らざるなり此の如くならざれば日中に入て舌に障り腹中に入て腹合悪し能々混和して何品とも分らざるを要するなり云々

（神儒佛）此の如きかと問ふ翁一笑して曰世間此の寄せ物の如きは云斯うである是は私の最も意を得た所の論である一體文明と云ふものは複雜で進歩して來る、例へば希臘の文明と羅馬の文明と混和して西洋文明が出來て居るので一つに限つて仕舞ふといかぬ、監獄協會の雜誌の如きも前には大日本監獄協會雜誌と云ふ物があつて競爭して居つたから兩方が努めて居つたが近頃は此監獄協會雜誌の一で獨占になつて刺戟を與へるものがないので前より惡いと思ふ、今の監獄教誨の模樣を見ても佛敎に限るかの如く見へる、又監獄教誨は佛敎でなくてはならぬかの如く云ふ人もあるそれは大變惡いことである、矢張基督敎も入れ神道も儒敎も入れて各々

の家の宗旨もあるから耶蘇敎の者には耶蘇でやり、神道佛敎儒敎でやつてもよいと思ふ、それを一つに限定する事は政府の方嚮として甚だ宜くなし又佛敎者の方から云つても決して已れを磨くも養ふことはいかぬから、色々の人が遣入つて異宗敎であつても間垣を隔てゝ互に睨合ふやうなことはいかぬと思ふ、毛唐人と云つて居つた英吉利と同盟して日英同盟で威張つて居る世の中で最やうな時勢後れのやり方は甚だよくない、監獄敎誨に付耶佛儒神らどうかと云ふ考を持つて居る、

唯今の宗派根性はいけないと云ふお話ほどに日本の監獄敎誨が云はゞ偏頗になつて居ることは認めて居りませぬ、敎誨師の中には或は儒道或は神道大成敎又同じ佛敎の中でも日蓮宗の者もあるそれから私が重に感じました事は感情的の敎誨が宜くないと云ふ御意見でありますが私は此感情に依つて敎誨師と囚人との間に所謂感化と云ふことが出來やせぬかと云ふことを近頃非常に認めて居る、此感じは今日起つた次第ではございませぬが、先般宇都宮の典獄から私の方の典獄に宛て、若しあなたの方の敎誨師で私の方の事務視察等にお出でになつたら一場の敎誨をして貰ひたい、豫め此事を願つて置くと云ふ意味の手紙が參りました時に私は是は隨分我々が研究すべき問題ではないからうかと思ふて近くに居る人とは話もして居りましたが、私共の檀徒と寺の住職との關係を考

へますると、私の國邊りで面白い味ひを感じて居ることがある、私の郷國は豐後で比較的に佛教の盛んな所、國内に二百九十三箇寺と云ふ多くの寺院がありまして、常に寺院では說教をして居るのに色々の主義を執つて、或寺院では他の寺院の僧侶を招待して說教を願つて門徒の信者を澤山作り寄捨を澤山捧らへやうと云ふことを主義として居る寺がある、又他の僧侶の說教を請はず私の此信仰と云ふもので徹頭徹尾檀家の者の精神を改良し或は信仰を高めたいと云ふ考を以て若し他の寺院で法會があれば他から僧侶を聘するやうな場合でも他から聘せずして矢張自身が說教をして居る寺がある、さうして其檀家の信仰狀態を調べて見ますと色々の人を招待して檀家に珍らしい教師の說教を聽かせることに努めて居る寺よりは其寺の住職其者が一生懸命他人の手を借らずにやつて居る寺の方が非常に成績が現はれて居る、監獄の教誨と云ふことも寧ろ他の人を寄せずに一生懸命に其監獄に居る所の教誨師其人が同じ系統の下に話をして行くと云ふことが大に教誨の功果を現はしはせぬであらうか斯う云ふことを私は自身の國の當時の事情に鑑みて考を起した、で果してそれがよいとすれば教誨師其者と囚人の心との間に所謂感情と云ふものに依て先づそこに眞き成績が現はれるのではないか其感情と云ふことを土臺にして彼等と教誨師との間に所謂親密なる色々の同情と云ふものに依てする方が効果が著しからう、それから宗派根性と云ふことに付ての御說明で私が突然今思ひましたのは、若し今日の教誨師にして自分の切磋琢磨すると云ふ、云はゞ反對のあの人に負けてはならぬと云ふ思想で勉強すると云ふやうな幼稚な精神を持つて居る人があるならば大に私は反省して貰ひたい、それから各宗の者を寄せて競爭して事を成功しやうと云ふ御說明は少しく私はどうであらうかと思ふ、耶蘇が居るイヤ神道が居る、儒教が居る此儒教の者に負けてはいけない、神道の者に負けてはいけない、耶蘇の者に負けてはいけないと云ふやうな考が根據になつて教誨師と云ふ重要な職を奉じて居る人が其功果を見ることは出來るや否や、色々の者が寄つて來れば夫から勵まされて倘一層の勉强をすると云ふやうな人があつたならば私は甚だ歎はしく思ふ、それから又協會の雜誌に對する希望で、反對の者がないから不勉强に流れるとか云ふやうな人があつたらば、是も亦非常に歎はしいではあるまいかと考へますのでお互に出來得る丈の研究を懲らし出來得る丈の熱心を以て此職に當ると云ふことは無論の話でございますが要するに同情或は唯情と云ふことが一部で九分は其他のものがよいと云ふ所が非常に私の迷を生じたところであります。

琴川君

監獄協會に於ける過般の茶話會に「教誨を有効ならしむる方法如何」と云ふ問題を宿題として提出せられたるは協會諸上に於て明瞭であるが、大に研究の價値あるものと思ふなれども兎に角手離の問題なれば容易に之を論究する事は出來ないと思ふ、元來教誨なるものは形而上精神的の事業にして容易に効果を認むるを得ないは、何人も承認する處なれば普等斯道に從事するもの日夜に苦心研究しつゝあるも、形而下に於ける規律戒諭や作業奬勵の如く明瞭に且つ目前に於て効果を認めざるは、之れ亦止むを得ざることなりと雖も倘之をして有効ならしむる方法手段に於ては、研究の餘地を存するであろうと思ふ

然れども教誨効果の有無を云爲するに當り其効果とは果して何を意味するのであるか、所謂改過遷善にして再犯防遏てふ積極的最終の目的を云ふか將た現在に於ける教誨が頓服的一時の感動を與ふるを云ふか大に研究を要すべき疑問の存するを感じたのである若し第一疑問の如く改過遷善たる再犯防遏を以て教誨の特効と爲すは甚だ當を得ざるの事ではあるまいか、丁度家屋の完備てふ効果を以て大工一人に歸せんとするに異らず、元より大工は其大部分に於ける責任を有するに相違なきも、左官や屋根屋に建具經師と云はねばならぬ、然るに大工一人の効果に奪はんとするは餘りに勝手なる話ではあるまいか、監獄に於ける遷善改過なる積極的目的を遂せんとするには規律戒護や作業衛生も必要なる要素なれば、此等の綜合せる結果を以て獨り教誨に歸せんとするは餘りに得手勝手の議論ではあるまいか、若し强いて指導教誨の任にある者を以て之に歸せしめんとするは、丁度電車の進行如何を以て車掌運轉手の手に歸せんとするに異ならず、停電の不幸に遭遇するあらば如何に運轉せんと欲するも得て望むことは出來ない

或は又た第二疑問たる頓服或は皮下注射の如く一時的の感動を以て、教誨の効果と云へば必ずしも云ひ得られざるに非ざるも、甚だ淺薄なるものなれば一時的に感覺を起し喜怒哀樂の情を發するが如きは皮肉的感情の發動にして未た精神的の發動反應に非されはなり、然れとも皮下注射の反應の如く教誨に於ける直接的反應なれば、取て以て教誨の効果と云ふも消極的に云へば敢て妨げはなけれども如斯を以て果して教誨の効果と云ふのであるか否や、吾人は大に疑を存するのである、諸君果して如何であろう

清水曇華君

教誨の任務は甚だ複雜なるものにして苟も教養感化の事蹟に向つては所有多方面に於て注意を拂ふべきは勿論なるも、就中言說的教誨に於ては其種別の如何を論ぜず多大の注意を拂はざるべからず、元來教誨は最も至難なる事業にして普通事務の如く容易に其効果を認めざるのみならず、一時的の感動を與ふるだも尚容易に得る能はず、況んや改良感化の動機を與へ永久に於ける効果を求めんとすることは恰も笊に水を盛らんとするに等しからんか、然りと雖も亦研究工夫を極むるあらば得て其効果や望むべきなり

監獄協會に於て留岡幸助氏は監獄教誨論なる題下に論じて曰く、理性的教誨は能く効を奏すと雖も感情的教誨は一時的にして、積極的改良感化なる目的を達する能はずと否認せり、又或論者曰く監獄の教誨は親族思念を喚起し之を利用し以て感化誘導するものなれば、感情的教誨は反て能く効を奏すべしと、諸君果して如何之を否認するが如き共に兩極端に走りて其中性を失するものと云はざるべからず、何者所有科學を應用し理性に訴へ眞科の感ずべきを誨へ或は人格品性の高尚にして獨立自由の尊ぶべき先哲偉人の歷史を披露し如何に高尚幽玄なる理想を說くと雖も、彼等の感情に訴へ之を誘導するに非ずんば精神狀態を一變し所謂心機一轉の動機を與ふる能はざるべし、見よ釋尊は無碍の辨才三世徹盲の大智を以て高尚幽玄なる華嚴經妙の法を說くと雖も、所謂上根上

智の善處は亂暗し大に歡迎すと雖も、他は皆獄の如く噬の如くにして道場を去るに至れり、基督の救世主として人類の慈父と尊はるゝ所以は他なし、理性に訴へたるにあらずして十字架上に於ける其救世主たる感情の發現に基因せずんば非らざるなり、余嘗て或囚人に對し教誨を加へんと欲するや、彼れ開口して曰く、典獄や教誨師の言ふ事は百も承知せり、窃盜の罪惡なると賭博の犯罪なる位は如何に四人なりと雖も之を知らざるに非ず、然れども尚之を止む能はざるなりと、余爰に於てか親族兄弟間に於ける感情に訴へ一言の教誨を加ふるあらば彼れ忽ち慙然として傲慢不遜なる態度を失するに至れり、故に吾人は理性的教誨のみを以て能く効を奏すると云ふは信する能はざるなり

然れども感情的教誨のみを以て滿足するに非ず、如何に感情に訴へて滿堂の聽衆をして感涙を催さしめたりと雖も理性に訴ふるに非ずんば意思の滿足を得る能はず、意思の滿足を得る能はずんば一時的の感情激發にして精神的心機一轉の動機と爲る能はざるなり、曾に然のみならず彼教誨者の心的狀態を觀察するなく感情にのみ訴へんか、所謂浅薄なる精神を惹起し、縱死或は發狂狀態に陷入らしむる弊を醸出し改良感化懇篤なる積極的目的を達する能はざるなり

以上論ずるが如く理性的教誨と感情的教誨の兩極端なるには贊同する能はず、故に總集教誨に在りては理性と感情の調和に注意するに非ずんば適當なる教誨と云ふ能はず、個人教誨に於ては個人の性質及び其心的狀態を精察し、臨機應變して理性と感情の調和を目的とし、應病與藥的に適切なる教誨を加ふるに非ずんば到底感化改良なる積極的教誨の效果を見る能はざるなりと、敢て卑見を陳して斯道先輩諸氏の高教を請はんと欲するなり

編者白す、本問に對する論說を歡迎す

判決例

○酒造法違犯事件

明治三十八年（れ）第八九六號
明治三十八年八月十八日宣告

判決要旨

酒造稅法第二十四條ノ犯罪ヲ構成スルハ單ニ造石數ノ查定ヲ免レ若クハ免レントスルノミヲ以テ足レリトセス其之ヲ免ルヽ爲メ詐欺其他不正ノ所爲アルヲ要ス從テ造石數ノ查定ヲ免ルヽ爲メ行ヒタル不正ノ所爲ヲ示サヽル判決ハ違法ヲ免レス

理由

酒造稅法第二十四條ニ「酒類ヲ製造スル者詐欺其他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ查定ヲ免レ又ハ免レントシタル者」トアリテ構成要件ハ查定ヲ免レ又ハ免レントスルノミヲ以テ足レリトセス其之ヲ免ルヽ爲メ詐欺其他不正ノ所爲アルヲ要ス從テ造石數ノ查定ヲ免ルヽ爲メ行ヒタル不正ノ所爲ヲ示サヽル判決ハ違法ヲ免レス

一、公判期日ハ訴訟關係人ノ出頭スヘキ時刻ヲ過キタレハトテ直チニ期日ヲ經過シ去リタルモノト云フヘカラス從テ日ヲ同クスルトキハ其時刻經過後ニ開廷スルモ之ヲ以テ新期日ニ開廷セルモノト云フヲ得ス右開廷ニ當リ呼出ヲ受ケタル辯護人出頭セサルトキハ缺席ノ儘審理ヲナスモ違法ニアラス

一、公判ニ於テハ既ニ供述ヲ爲シタル證人ハ公廷ニ留マルヘキモノナレハ他ノ證人ノ訊問ハ勢ヒ其前ノ證人ノ面前ニ於テセサルヘカラサルコトナルハ法律上當然ナリトス隨テ刑事訴訟第百二十七條ノ規定ハ適用セラルヽモノニアラス

理由

午前八時トハ公判期日ノ始メヲ示シタルモノニシテ其時刻ヲ過クレハトテ直ニ期日ハ經過シタルモノト云フヘカラス故ニ同日午前十一時ニ開廷シタルハ新期日ニ開廷シタルモノニアラサルヲ以テ同日呼出ヲ受ケタル辯護人カ出廷セサル爲メ辯護人缺席ノ儘審理ヲ爲シタルハ違法ニアラス

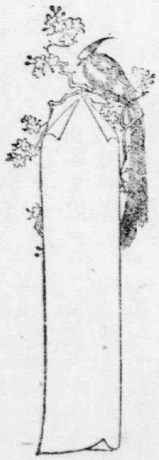
刑事訴訟法第百二十七條ハ一ノ訓示的規定ニ過キル、爲メ詐欺其他不正ノ所爲アルヲ要ス然ルニ原判決ニハ「內六石二斗一升ハ查定ヲ免レ販賣ヲ爲シ」トアルノミニテ查定ヲ免ルヽ爲メニ行ヒタル不正ノ所爲ヲ明示セサルヲ以テ犯罪構成ノ一要件ヲ明示セサルノ違法ヲ免レサル判決ニシテ上告論旨ハ其理由アリ而シテ原判決ニ認定スル所ニ依レハ濁酒六石二斗一升ニツキ查定ヲ免レタル所爲ト濁酒一石八斗七合ニツキ查定ヲ免レントシタル所爲ハ意思繼續ノ一行爲ニ出テタルモノナルヲ以テ既ニ濁酒六石二斗一升ニツキ查定ヲ免レタル點ニ於テ前示ノ如ク理由ノ不備アリトスル以上ハ原判決中濁酒ニ關スル部分ハ總テ之ヲ破毀スヘキモノトス依テ右ノ部分ニ關スル上告趣意ノ後段論旨及ヒ辯護人ノ擴張論旨第一ノ點ニ對シテハ說明ヲ與フルノ要ナシ

○私書僞造行使詐欺取財並附帶私訴事件

明治三十八年（れ）第八六五號
明治三十八年七月三十一日判決

判決要旨

サルヲ以テ之ニ違背スルモ審理手續ノ無効ヲ惹起　證人ヲ訊問スルハ法律上當然ノ事トシテ同法第百二十七條ノ規定ハ右ノ場合ニ適用スヘキモノニアラス公判ニ於テハ刑事訴訟法第百九十三條ノ規定アリテ既ニ供述シタル證人ハ公判廷ニ留マルヲ以テ其面前ニ於テ他ノ



小河滋一郎君序
西元龍拳君著

實用讀本 完

（訂正三版）

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です
◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
◎大日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です

洋紙菊判美本
實價　金貳拾五錢
郵稅　金八錢

暫く品切の悲答を以て愛讀の貴需を忍んで戴きましたが愈訂正第三版の光榮を荷ひて更に顧客の良友と成ることを得ました……**有益且廉價**なることは讀書界の第一位……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞腑するの讃譽に背きませなんたのは千萬の面目……誰人も必携の良書ヲ ア熟讀して御覽下さい

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院
（電話四谷二十一番）

印南於菟吉著（第貳卷三月十日發行）第三卷以下引續キ發行

歐米近世監獄制度

菊判假製本通
卷約千貳百頁

◎第一卷　獨逸聯邦ノ部
◎第二卷　墺太利、瑞西、和蘭、丁抹、那威、英國及加那太領ノ部
◎第三卷　佛蘭西、伊太利、白耳義ノ部
◎第四卷　北米合衆國及墨其古ノ部
◎刊行ヲ四回ニ分ヶ各卷大凡三百頁宛トス
◎全　壹　冊　定價金壹圓五拾錢　豫約實費金壹圓貳拾錢
◎遞　送　料ハ　開封、小包郵便、鐵道便、船便等ノ實費ヲ申受ク
◎送　金ハ　郵便又ハ銀行爲換ヲ以テ磯村政富宛發行所へ拂込ノ事

發行所　東京市四谷區愛住町二番地（電話特番町二十一番）
監獄協會出版部　東京書院　磯村政富

元監獄官練習所受業生松江監獄濱田分監長野津久氏昨年九月十二日水泳中誤テ死亡セリ右ハ其ノ當時各位諸氏ニ稟告可致筈ノ處遷延今日ニ迨ヒ最早御諒知ノ事トハ存候得共不取敢右及廣告候也

明治三十九年一月

小河滋次郎
印南於菟吉

追て右吊慰金は前例に倣ひ高等官壹圓判任官五拾錢とし各自松江監獄綾部典獄へ宛て煩御送附度候也

元警察監獄學校第一期生樺戸監獄看守長高橋可名氏病氣ノ處藥石効ナク昨年十二月三十日死去セラレ候此段辱知諸君ニ謹告仕候

追テ香華料等ハ小生宛御送付被下度候

樺戸監獄

鈴木重靜

明治三十九年二月二十日　發行

發行人兼編輯人　磯村政富　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地
印刷人　磯村発貞　監獄協會　東京市京橋區本湊町十三番地
印刷所　三原松印刷所

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十九卷第二號）（明治三十九年二月二十日發行）（毎月一回二十日發行）

會費送付方	
肩書	東京市麹町區飯田町
番地	五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込局名	神田一ッ橋通郵便局

自明治三十八年五月至明治三十九年三月會計決算報告

收入ノ部

一金參萬九千壹百六拾四圓參拾五錢貳厘

內譯

一金貳萬五千七百貳圓參拾錢壹厘
一金壹萬參千壹百九拾圓參錢壹厘
一金七拾貳圓貳錢
一金貳百圓也

支出ノ部

一金壹万壹千六百七拾九圓四拾六錢壹厘

內譯

一金七千四百七拾參圓貳拾壹錢
一金九百四拾四圓也
一金參百八拾五圓也
一金九拾參圓貳拾五錢

總受高
前年度繰越高
會費
利子
寄附金

總支出高
雜誌發行高
贈與金
報酬金
雇給

一金七拾五圓也　慰勞金
一金拾貳圓也　遠記料
一金九圓貳拾參錢　事務所費
一金貳拾八圓拾八錢五厘　修繕費
一金拾參圓拾八錢五厘　茶話會費
一金壹百五拾四圓參拾四錢參厘　備品費
一金拾八圓九拾錢參厘　消耗品費
一金拾圓六拾錢五厘　雜費
一金五拾參圓貳拾五錢　郵便電信料
一金拾壹圓也　水道使用料
一金拾圓貳拾七錢　諸納稅
一金四拾九圓五拾錢　電話使用料
一金拾八圓八拾九錢　旅費
一金七圓七拾八錢　瓦斯代幷燈具料
一金九圓四拾錢　印刷費
一金壹圓四拾錢　製本費
一金貳百九拾九圓拾錢　贈品費
一金貳拾五圓四拾五錢　招待費
一金貳百五拾八圓　總會費
一金貳拾四圓拾錢　送別會補助費
一金壹百六拾圓六拾四錢　送迎會費

萬國監獄會議ニ於ケル本會代表ノ爲メ要セシ諸費

一金壹千圓也　大日本慈善協會補助費
一金六拾圓也　穗積博士就職紀念財團基金寄附金
一金壹百圓也　圖書刊行會費
一金拾圓也　出版費
一金參百貳拾參圓七拾七錢　殘金ノ部

總殘高

一金貳萬七千四百八拾四圓八拾九錢壹厘

內譯

定期預金

一金貳萬四千七百參拾九圓九拾五錢

一金壹千七百參拾五圓七拾七錢　當座預金
一金壹千九圓拾七錢壹厘　現在高

資產ノ部　總資產高

一金五萬貳千貳百八拾五圓四拾九錢五厘

內譯

一金貳万六千四百七拾五圓七拾貳錢　預金
一金壹千九圓拾七錢壹厘　現在高
一金壹千六百貳拾九圓九拾貳錢八厘　會費未納高
一金八千八百圓也　地所
一金壹万五千圓也　家屋
一金壹千壹百九拾七圓五拾錢四厘　備品
一金貳百七拾圓也　電話
一金九百參圓拾七錢貳厘　建築費立替

今回ノ決算ハ明治三十八年五月一日ヨリ本年三月三十一日ニ至ル拾壹ケ月間ナリ會費ノ徵集ハ頗ル好成績ニシテ規則ノ通リ前納ノ地方部ハ拾數ケ所ニ過キサルモ大半ハ其月末或ハ翌月ノ始メニ渉リテ送付ヲ受クルヲ例トス稀レニ數ケ月或ハ二三ケ月滯納ノ地方部ナキニアラスト雖モ漸次ニ減少ノ傾キアルハ前々年ヨリ前年ニ比シテ明カナリ會員中日露戰爭ノ爲メ從軍シ一時ハ殆ント貳千余名ノ休職者ヲ見ルニ至リタルモ今ヤ全ク舊ニ復シ一時若干ノ退會者ヲ出シタル臺灣各地方部ニ於テモ再ヒ多數ノ入會者ヲ見ルニ至リタレバ其數實ニ壹萬五百七拾七人トナレリ而シテ此間ニ於ケル支出ノ金額ハ割合ニ多カリシモ前年末ニ比シテ尙壹千七百八拾貳圓五拾九錢ノ增加ヲ見ルニ至レリ收入ハ金壹萬參千壹百九拾圓參錢壹厘ニシテ一ケ月平均金壹千壹百九拾九圓九錢四厘支出ハ金壹萬壹千六百七拾九圓四拾六錢壹厘ニシテ平均一ケ月金壹千六拾壹圓七拾六錢九厘ニテ其收支ノ差ハ金壹百參拾七圓三拾貳錢八厘ナリ